

平成15年第4回定例会

平成15年11月10日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成15年第4回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会

平成15年11月10日

議事日程

- 第1 議員の辞職報告
 - 第2 新議員の紹介
 - 第3 議席の指定
 - 第4 会期の決定
 - 第5 会議録署名議員の指名
 - 第6 管理者発言
 - 第7 議案第12号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料に関する条例の一部改正について
 - 第8 議案第13号 平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
 - 第9 議案第14号 平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
 - 第10 議案第15号 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第1号)について
 - 第11 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	安田 肇 君	2番	湯井 廣志 君
3番	三好 徹明 君	4番	佐藤 淳 君
5番	茂木 光雄 君	7番	冬木 一俊 君
8番	神田 省明 君	9番	木村 喜徳 君
10番	青柳 正敏 君	11番	吉田 達哉 君
12番	小屋原 富子 君	13番	角田 伊久夫 君
14番	武藤 信雄 君	15番	松本 克彦 君
16番	伊坂 義孝 君	17番	今井 清和 君
18番	小須田 一美 君	19番	若林 秀昭 君
20番	江原 洋一 君	21番	木村 康 君

欠席者（1名）

6番 松本 啓太郎 君

説明のため出席した者

管理者	新井 利明 君	副管理者	高橋 功 君
収入役	堀越 清 君	病院長	鈴木 忠 君
組合事務局長	磯野 義弘 君	経営管理部長	白岩 民次 君
介護老人保健施設長	栗原 寛 君	病院長補佐	富所 隆三 君
外来センター長	田中 壯侖 君	外来センター事務長	塚越 秀行 君
看護部長	池田 優子 君		

事務局出席者

庶務課長	黒澤 真澄 君	企画経理課長	吉田 賢治 君
医事課長	神保 伸好 君	外来センター政策調整官	坂本 和彦 君
用度施設課長	前川 善明 君	医療情報課長	小野里 昇 君
介護老人保健施設課長	内田 雅之 君	企画経理課長補佐	黒沢 美尚 君
企画経理課長補佐	松田 裕一 君	用度施設課長補佐	三浦 真二 君

開 会 の あ い さ つ

議 長（佐藤淳君）

皆さん、こんにちは。議会開会にあたり、ごあいさついたします。本日、平成15年第4回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について他、3議案でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。なお、議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を節にお願い申しあげまして、誠に簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願い申し上げます。

開 会 及 び 開 議

議 長（佐藤淳君）

欠席の通告が松本啓太郎議員よりございましたので、ご報告いたします。本日の出席議員は21名中20名でございます。出席議員定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただ今から、平成15年第4回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第 1 議員の辞職報告

議 長（佐藤淳君）

日程第1、議員の辞職報告を行います。去る10月10日、神流町選出の宮前俊秀君より一身上の都合により、辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたから、報告いたします。

第 2 新議員の紹介

議 長（佐藤淳君）

日程第2、新議員の紹介を行います。日程第1の報告に伴いまして、このたび平成15年10月14日付けで神流町より今井清和君が当選されましたので、

紹介いたします。

第3 議席の指定

議長（佐藤淳君）

日程第3、議席の指定を行います。議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。17番、今井清和君と指定いたします。この際、今井君の自己紹介を許可いたします。今井清和君。

議員（今井清和君）

宮前議員にかわりまして、神流町からお世話になりますが、皆様方のご協力とご指導をいただきながら、この会議を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

第4 会期の決定

議長（佐藤淳君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

第5 会議録署名議員の指名

議長（佐藤淳君）

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。2番、湯井廣志君、20番、江原洋一君を指名いたします。

第6 管理者発言

議長（佐藤淳君）

日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君）

本日ここに平成15年第4回組合議会定例会を召集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席をたまわり感謝申し上げます次第でございます。

わが国の少子・高齢化がますます進む中で、国民の健康への関心は、さらに高まっております。そのために、医療ニーズの多様化や医療内容の高度化に伴い、当院の役割と責任もますます大きくなってきております。

当院においては、急性期病院として、患者さんに安全で質の高い医療を提供できるよう、日々努めております。

さて、本日の案件は、組合各事業の平成14年度決算及び平成15年度病院補正予算等、全4議案の審議及びご決定をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げ、簡単ですが開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

第7 議案第12号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料に関する条例の一部改正について

議長（佐藤淳君）

日程第7、議案第12号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君）

議案第12号「多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院勧告に基づきまして国家公務員の給与の一部改正案が可決されましたので、それに伴いまして、当組合職員に関しましても改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、2年連続の月例給の引き下げ、また扶養手当、期末・勤勉手当等の引き下げでございます。

内容につきまして、第7条の3、第1項第1号の医師の初任給調整手当で、その限度額の「219,100円」を「216,700円」に改めます。第8条第3項の扶養手当で、配偶者に係る手当「14,000円」を「13,500円」に、第9条の2第2項の調整手当で「100分の8」を「100分の4」

に、また、期末・勤勉手当を年間4.65月分から4.4月分と0.25月分を引き下げます。および、行政職及び医師・医療技術職・看護職のそれぞれの給料表の引き下げでございます。

以上の引き下げ改定は、12月1日から施行する予定であり、本年4月からの較差につきましては、12月の期末手当で調整するものであります。

また、通勤手当につきましては、16年4月からの改正で、通勤用具使用者に係る通勤手当の引き下げと使用距離の増設、及び6カ月定期券等の価額による一括支給を基本とすることにし、変更するものでございます。

以上、提案理由説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤淳君）

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）

先ほどの説明で、人事院勧告また藤岡市の給料条例に準じて改正をしますということは理解できます。しかし、14年度の決算書を見させていただいたのですが、給与が10.5%も増加している。4年間で人件費が9億4千万も増えている。この不況時に給料が1割以上も増加しているということは、おそらく、全国でもこの病院ぐらいしかないのではないかと考えています。病院が分離して職員が増えたからといって、あくまでも市民からすると一つの病院という考え方ですので、東京、大阪、長野では財政が苦しいので給料の1割カットをしている状況であります。なぜ、15億円近い多額の赤字を背負っていながら、人件費にメスを入れないで、人の体にメスを入れる病院でございますから、この人件費にメスを入れるぐらいの考えをしていただきたいと思います。以上、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤淳君）

庶務課長。

庶務課長（黒澤真澄君）

湯井議員さんのご質問にお答えいたします。先ほどのご質問の中にもございますように、外来分離等に伴って、職員の数が増えているというなかでの増額が大きい部分を背負っているというのは事実でございます。先ほどのご質問に対して、今後、十分前向きに検討させていただいたうえで、対応を考えていき

たいとは存じます。以上です。

議長（佐藤淳君）

湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）

どこの企業をとってみても、病院は企業会計でやっておりますので、収入が少なければ、それなりの人件費をカットするということは当たり前のことだと思っています。まして、このような赤字財政状況だということは、病院も前もってわかっていると思いますので、管理職自らそれぐらいの気持ちを持って仕事にあたっていただければと思っています。人事院勧告に従って改正をするのではなく、それ以上の痛みを伴って、改革をしていくというような気持ちを持っていただきたいと思っておりますので、管理者とすれば、どのような考えを持っているのか、よろしく願います。

議長（佐藤淳君）

管理者。

管理者（新井利明君）

議員ご指摘のご趣旨もよくわかるつもりでございます。そういうなかで、赤字を抱えた財政という中では、職員の給与も必要だと思いますし、ただ、そればかりがこの地域の住民の皆さんに安心、質の高い医療を提供するという病院の使命を考えた時に、そういうことだけではなくて、しっかりと住民の皆さんにとって安心できる病院でなくてははいけない。そういうなかで、労働に対する対価として、今後のあり方は研究していきたいと思いますが、すぐ今カットするという発言は控えさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤淳君）

他にございませんか。

議長（佐藤淳君）

お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君）

ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(佐藤淳君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤淳君)

起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

第8 議案第13号 平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について

議長(佐藤淳君)

日程第8、議案第13号、平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君)

平成14年度、多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

昨今の医療環境は、急速な少子高齢化の進行、医療技術の飛躍的進歩、医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変貌し、医療に対する視線は年々厳しさを増しています。

また、相次ぐ医療事故やその報道を通じ、医療に対する信頼が揺るぎかねない状況にある中、地域の中核病院として、住民の信頼に応え安心できる医療を提供するとともに、効率的な医療の提供を実現し、医療水準の向上をめざすものであります。

それでは、決算の大綱を説明させていただきます。

平成14年度より病院事業会計として、公立藤岡総合病院、附属外来センター、訪問看護の3施設を運営しております。

まず、公立藤岡総合病院では、年間患者数は、入院11万8,746人、外来3万4,607人であります。

税抜き事業収益は、58億6,785万円で、内訳として医業収益56億8,950万円、うち入院収益が85.5%を占めています。医業外収益は、1億5,635万円であります。特別利益は、2,200万円で、企業債目的外使用による支払分を医療器械業者から戻入れたものであります。

次に、税抜き事業費用は、66億558万円であります。内訳として、医業費用で62億6,632万円であります。医業外費用では、企業債支払利息、消費税の費用化による雑支出等により、3億1,318万円、特別損失では、過年度修正損分で、2,607万円を計上しております。

この結果、公立藤岡総合病院では、7億3,772万円の純損失を生じました。

次に、附属外来センターでは、年間患者数は、外来だけで20万1,423人であります。

税抜き事業収益は、16億1,543万円で、内訳として医業収益15億3,211万円、うち外来収益が91.3%を占めています。医業外収益は、8,332万円あります。このうち、8,062万円が企業債利息分の市町村負担金であります。

次に、税抜き事業費用は23億4,508万円あります。内訳として、医業費用21億7,893万円あります。医業外費用では、企業債支払利息、消費税の費用化による雑支出等により、1億6,614万円あります。

特別利益、特別損失は、動きがありませんので、附属外来センターは、7億2,964万円の純損失を生じました。

最後に訪問看護では、税抜き訪問看護事業収益で4,463万円あります。内訳として事業収益4,462万円、事業外収益1万円あります。

次に、税抜き訪問看護事業費用は、3,667万円あります。内訳としては、事業費用3,655万円、事業外費用では12万円あります。

この結果、訪問看護では、純利益795万円を計上しました。

平成14年度は、3施設合計で、14億5,941万円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院の繰越利益剰余金、訪問看護の繰越欠損金を差し引き合計で10億8,059万円の未処理欠損金を、平成15年度へ繰越しました。

また、訪問看護については、未処分利益剰余金のうち、37万円を減債積立金として、剰余金処分計算書を上程させていただきました。

平成15年度も、経営環境の厳しい状態ですが、引き続き関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

内容その他の詳細については、経営管理部長より説明いたしますので、よろ

しくお願い申し上げます。

尚、本決算書につきましては、去る8月20日、武田、青柳 両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。

大変ご苦勞いただきましたことを感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。

慎重、ご審議いただき、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。平成14年度病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議 長（佐藤淳君）

詳細説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君）

それでは、議案第13号の詳細についてご説明申し上げます。

最初に、公立藤岡総合病院からご説明申しあげます。先ほどの管理者からの説明と重複する部分がありますが、ご了承願いたいと思います。

患者状況は、入院患者数で、年間11万8,746人、一日平均325.3人であります。外来患者数につきましては、附属外来センターの分離により、救急外来、透析外来だけとなりました。年間延べ3万4,607人、診療日数245日での一日平均は141.2人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は、58億6,785万9,349円であります。その主なものは、医業収益で、56億8,950万6,791円あります。このうち、入院収益は、48億6,431万9,716円、外来収益では、救急、透析患者だけで、5億8,492万4,719円あります。その他医業収益では、2億4,026万2,356円で、このうち救急医療負担金は7,665万8,000円あります。

医業外収益は1億5,635万2,558円で、主なものは、他会計企業債利子分負担金で1億1,704万1,000円、国県補助金としまして830万5,000円あります。特別利益は、企業債目的外使用による支払分を医療器械業者より戻し入れた分であります。2,200万円を計上いたしました。

次に、支出の税抜き決算額は、66億558万4,428円あります。このうち医業費用が62億6,632万5,073円あります。主な内訳は、給与費33億8,357万6,944円、材料費17億7,322万9,013円、経費7億4,324万6,077円、減価償却費3億4,594万8,932円あります。医業外費用は3億1,318万4,291円で、主なものは、企業債支払利息1億7,556万2,326円、消費税の費用化による

雑支出が1億2,049万9,585円であります。特別損失では、企業債目的外使用分を固定資産より除外し過年度損益修正損として2,607万5,064円を計上したものであります。

医業収支比率では、90.8%、総収支比率は、88.8%と100%を下回り、7億3,772万5,079円の純損失を生じました。

続きまして、附属外来センターの詳細であります。

患者状況は、外来患者数で年間延べ20万1,423人、診療日数294日で一日平均は685.1人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は16億1,543万8,787円であります。その主なものは、医業収益で15億3,211万6,954円あります。このうち、外来収益は13億9,858万2,583円で、医業収益の91.3%を占めております。その他医業収益では、公衆衛生活動、医療相談等健診関係で1億3,353万4,371円あります。医業外収益は8,332万1,833円で、主なものは、他会計企業債利子分負担金で8,062万3,000円あります。

次に、支出の税抜き決算額は23億4,508万4,404円あります。このうち医業費用が21億7,893万9,153円あります。主な内訳は、給与費9億5,880万3,081円、材料費3億4,801万5,962円、経費5億5,720万9,305円、減価償却費3億1,199万112円あります。医業外費用は1億6,614万5,251円で、内訳は、企業債支払利息1億2,093万4,239円、消費税の費用化による雑支出が4,521万1,012円あります。

医業収支比率は、70.3%、総収支比率は、68.9%と100%を下回り、7億2,964万5,617円の純損失を生じました。

続きまして、訪問看護の詳細であります。

利用者状況は、年間延べ4,503人、診療日数294日で、一日平均は15.3人でした。

収益的収入及び支出で、税抜き収入決算額は4,463万5,717円あります。その主なものは、療養収益、利用料等の事業収益で4,462万5,079円あります。

事業外収益は、受取利息等で1万638円あります。

次に、支出の税抜き決算額は3,667万6,361円で、このうち事業費用が、3,655万619円あります。主な内訳は、給与費3,303万4,043円、材料費17万3,542円、経費282万1,459円、減価償却費42万3,792円あります。事業外費用は12万5,742円で、消費税の費用化による雑支出であります。

この結果、訪問看護は、純利益795万9,356円を計上いたしました。

3施設合計で14億5,941万1,340円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院の繰越利益剰余金3億7,951万4,472円と、訪問看護の繰越欠損金69万4,861円を差し引いて、10億8,059万1,729円を欠損金として、15年度へ繰越しするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は22億9,709万5,000円であります。

第1款 公立藤岡総合病院資本的収入では、22億3,916万9,000円で、内訳として、他会計負担金これは企業債償還元金の3分の2であり1億4,416万9,000円、企業債借入20億7,400万円、補助金2,100万円であります。

第2款 公立藤岡総合病院附属外来センター資本的収入では、5,792万6,000円で、内訳は、すべて他会計負担金であります。

これに対して、資本的支出の税込み決算額は26億229万2,673円であります。

第1款 公立藤岡総合病院資本的支出が25億1,540万3,338円で、第1項 建設改良費は21億7,604万9,574円あります。このうち、改修工事費で18億8,643万720円、内訳は、設計監理費2,719万5,000円、工事費18億5,923万5,720円です。医療器械で2億8,961万8,854円。内訳は、腹部X線血管撮影装置1億4,175万円、生体情報モニター4,729万7,250円等あります。第2項 企業債償還元金として3億3,935万3,764円あります。

次に、第2款 公立藤岡総合病院附属外来センター資本的支出では、第1項 企業債償還元金8,688万9,335円あります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額、3億519万7,673円は、過年度分損益勘定留保資金3億134万2,261円と、当年度分消費税資本的収支調整額385万5,412円を充てて収支の均衡を図りました。

また、平成13年度から14年度までの継続事業としての公立藤岡総合病院改修工事につきましては、全体予算額20億1,892万円のうち、支払義務発生額は20億919万5,720円で、予算に対し972万4,280円の不用額を生じました。

以上、誠に簡単ではありますが、詳細についての説明を終わらせていただきます。

議長（佐藤淳君）

決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（武田弘君）

平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算につきまして、審査の概要と結果について、報告申し上げます。

去る8月20日、地方公営企業法第30条の第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された、平成14年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

それでは、お手元に配付いたしました決算審査意見書の写しを参考にご覧いただきたいと思っております。

患者利用状況及び決算額につきましては、管理者等の提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

次に、附属外来センターが平成14年度から開院しましたので、前年度実績がありませんので、公立藤岡総合病院と合計し前年度比較を行いたいと思っております。

収益的収入及び支出については、損益計算書より税抜き決算額を前年度に比較いたしますと、総収益では0.9%の増、総費用では20.7%の増と収益の微増に対し、費用の大幅な増を示しております。

収益では、医業収益が総収益の96.5%を占め、医業外収益3.2%、特別利益0.3%であります。

それでは、審査意見書の20ページを参考にご覧ください。

前年と比較しますと、入院収益において3.9%、1億9,968万円の減でございます。外来収益において5.0%、9,447万円の増を示しております。

医業外収益では、企業債利息償還のための他会計負担金の増により、39.2%、6,745万円の増となっております。

それから、特別利益は、前年度0円でありましたが、今年度は企業債目的外使用分が医療器械業者より戻入れされ、2,200万円あります。

次に、費用では2つの施設の運営により、総費用の94.4%を占める医業費用で、前年と比較すると、19.2%、13億5,820万円の大幅な増を示しています。

主なものとして、先ほど質問がございました給与費で、両施設併せて43名の増員により10.5%、4億1,332万円の増でございます。また、材料費でございますが、4.7%、9,545万円の増であります。経費では、情報器械等のリースによる賃借料の増、受付業務等の委託料の増により76.5%、5億6,355万円の増でございます。

また、減価償却費は、外来センター分の増等により80.2%、2億9,2

89万円の増であります。

医業外費用では、企業債償還利息52.3%、1億176万円の増でございます。消費税の費用化による雑支出24.3%、3,239万円の増となりました。

特別損失では、13年度の固定資産修正として過年度修正損で2,447万円の増であります。

以上、費用の増加により、医業収支においては、12億2,364万481円の損失を生じることとなり、公立藤岡総合病院、附属外来センターの合計での事業収支は、純損失14億6,737万696円を生じました。

次に、訪問看護ですが、損益計算書より税抜き決算額を前年度に比較いたしますと、総収益では6.1%の増、総費用では9.3%の減となっています。

審査意見書の26ページをご覧ください。主な内容として、収益では、訪問看護療養収益以外が減額となっていますが、事業収益では6.1%、255万円の増であります。費用では、給与費で1名減により13.2%、502万円の減となっています。そのため、収益の増、費用の減により、純利益795万9,356円を計上いたしました。

平成14年度は、組合病院事業としての3施設合計で、14億5,941万1,340円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院の繰越利益剰余金、訪問看護の繰越欠損金を差し引き合計で10億8,059万1,729円の未処理欠損金を、平成15年度へ繰越しいたしました。

次に、資本的収入支出につきましては、先ほど事務局から細かな説明がございましたので、省略したいと思います。

以上、誠に簡単でございますが、決算審査の概要についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤淳君）

決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君）

議案第13号について、質疑を行います。平成14年度の病院決算報告書に基づいて、質疑をいたしますので、執行部におきましては、あらかじめ明解な答弁をお願いしておくように、質問に先立ちまして、お願い申し上げます。

最初に、3ページ。補填財源について、質疑をさせていただきます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が3億519万7,673円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したとありますが、平成15年度3月31日現

在の過年度分損益勘定留保資金は、一体いくらあるのかを教えてくださいと思います。財源調書に基づいて説明願えれば有り難いと考えます。また、今後、赤字が続くようであれば、留保資金が減少して、財源不足を生じるおそれがあるのではないかと憂慮しているので、議会に対しても、財源調書を提出していただきたい。以上、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤淳君）
企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

それでは、ただ今のご質問について、お答え申し上げます。平成14年度の医業事業会計の財源調書から損益勘定留保資金の平成15年3月31日現在の金額でございますが、24億6,435万9,082円という数字になっております。以上でございます。

議長（佐藤淳君）
暫時、休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

議長（佐藤淳君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）
企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

こちらの財源調書は、後ほど、提出させていただきます。決算統計等で提出させていただいておるものでございます。以上です。

議長（佐藤淳君）
冬木一俊君。

議員（冬木一俊君）

次の質問をさせていただきます。5ページから8ページ、損益勘定の関係ですが、医業収益に対する給与費の割合が、病院事業では59.5%、外来セン

ターでは62.6%を占めております。この数字は全国平均値の55%を大幅に上回っております。そこで、お聞かせ願いたいのは、100床あたりの各職種別の職員数が全国平均と比較してどうなのかを教えていただきたいと思います。これは医師、看護師等々、執行部でご存知だと思いますので、提示していただきたいと思います。

また、外来センターにおいては、経費が36.4%、減価償却費はなんと20.4%を占めております。建物が新しい関係で増額は、私自身やむを得ないと考えますが、今後の運営に大きな支障をきたすことになりかねないので、これらの改善策についてもお伺いいたします。

それから、14ページ、貸借対照表の中で、長期貸付金というのがございます。この4億1,350万円は一体どこに貸し付けたのか。それから、その下に現金預金がございます。現金預金、4億5,536万円は、病院の現金預金のみか、外来センターの現金預金も含まれているのか、その内訳をご説明願いたい。

最後の質問となりますが、15ページ、短期貸付金8,000万円の説明をお願いいたします。

議長（佐藤淳君）

庶務課長。

庶務課長（黒澤真澄君）

冬木議員さんのご質問にお答えいたします。当院の方で全国レベルとの標準的なものが出ていないのですが、当院の職種別をご報告させていただきます。公立藤岡総合病院における事務職は37名で、平均給与は46万9,000円。医師が43名で、平均給与は124万円。看護師は246名、平均給与は43万7,000円、准看護師は10名で、平均給与は43万4,000円でございます。それから、医療技術員、レントゲン技師、検査員等ですが、56名で49万円というのが平均の給与になっております。100床あたりは400で割って出さなければならないのですが、全国平均との比較の中で結論しておりませんので、これについては、改めてご報告ということによろしいでしょうか。

議長（佐藤淳君）

外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君）

冬木議員のご質問に対し、お答えいたします。まず、外来センターの給与費

の関係であります。14年度は、当初、外来センター、はっきりした予定がたてづらかった関係で、1,200人ぐらい外来患者がくるという想定の中で、臨時職員、パートを廃止いたしました。そういったことで、医業収益に対する給与費につきましては、62.何%というところでありますが、15年度につきましては、検討し必要のない職員あるいは委託については調整を図り契約しておりません。

それから、引き続いて、経費が5億5,700万円という数字であります。この部分につきましては、賃借料、委託料がまったく新しい施設ということで医療オペレーター等々含め、オーバーリング、それに伴うところのコンピュータ機器の整備、あるいは、医療器具におかれましても、現金等で買い取る体制がありました。一部リース物件ということで、8,000万円ほど医療機器を購入しております。それから、委託につきましては、清掃の関係で2,500万円、年間です。外注で検査委託という当施設の検査の中で専門の検査をするものが発生しております。そういった部分につきましては、外注等に頼むということで、5,000万円ほど契約をしております。職員の中で事務系でございますが、アウトソーシングというような考え方で、一部業務を人材派遣にしております。この部分が1億円ぐらいございます。そういったものを含めまして、経費の中の委託賃借については、思ったよりか新しい施設で発生する内容が大きいということでございます。また、15年度におきましては、そういったものを検討し、契約等を行っております。

減価償却3億1,000万円については、建物と器械部品、構築物等に分けられるのですが、建物につきましては当初、50年という設定を設けたのですが、法の改正等で39年ということで、若干減価償却が上がっておりますが、医療機関は5年6年ということで、時期がきますと、減価償却も少なくなるということでございます。以上です。

議長（佐藤淳君）

企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

続けてお答え申し上げます。まず、14ページの長期貸付けについてです。これにつきましては、介護老人保健施設しらさぎの里の建設時の貸付けになっております。

続きまして、現金預金でございますが、これは病院事業の3施設の合計でございます。その内訳でございますが、病院で4億2,574万2,620円。外来センターで2,616万1,623円、訪問看護ステーションでは345

万9,891円。以上の合計であります。

続きまして、15ページの短期貸付金の8,000万円でございますが、これも長期と同じように、介護老人保健施設しらさぎの里に当初、1億4千万円を貸付けしておりましたが、その経営成績の改善から随時戻していただきまして、現在8,000万円の残ということであります。

経費の削減でございますが、これにつきましては、組織機構の見直し、これは公益企業法でもうたわれておりますが、2つ以上の公益企業を営んでいる地方興業団体にかかせられる管理部門、検査部門等々につきまます一元化で効率を図っていきたいと考えております。さらには、診療技術部門等々のアウトソーシング、先ほど事務長からもお話がありましたが、これから随時手がけていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤淳君）

冬木一俊君。

議員（冬木一俊君）

明解な答弁、ありがとうございます。各職種別の100床あたりの職員数については、後で報告をいただけるということですのでよろしいのでしょうか。そのようであれば、最後の質問ですが、私も病院の経営を憂慮しているから、こういう発言をするものでございますから、今後、安定した経営基盤を確立するためにどんな経営戦略を持って、経営改善を図ろうとしているのか、院長にお聞かせを願ひまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤淳君）

病院長。

病院長（鈴木忠君）

お答えいたします。14年度の決算は非常に内容が厳しい、これから経営をどのようにしていくかというご質問、ご心配はごもっともなことだと存じます。この経営、やはり病院において、外来が分離されたことによるメリットは、一つは入院外来比率が減ったことによる特定加算、それから、在院日数を減らすことによって、急性期の加算をおけるということで、急性期特定加算、それによって、1日あたりの診療単価を上げるということでございます。在院日数を減らすということは、これはあくまでも地域の医療機関と連携がされてこそ成り立つものであります。その点に関しては、医師会とともに地域医療の機能分化を進めるということで、病院においては急性期病院として、在院日数の短縮

化により一層努めていきたいと思っております。それによって、1年間における入院延べ患者数が増えるということでございます。そして、1日あたりの診療単価が増える。そういうことによって、病院においては、医業収入が増えるということにつながる。それが病院においてとるべき一つの方法でございます。それから、取り組みについては、外来センター長の方から、戦略を答えていただきたいと思っておりますが、やはり、外来部分においては、より専門的な外来を行っていくということ。そして、新しい患者さんを紹介していただく、新患中心の外来を進めていくということでありまして、これが私の答えであります。

議長（佐藤淳君）

外来センター長。

外来センター長（田中壯侖君）

お答えいたします。こんな立派な外来センターを作っていただきました。この外来センターの機能は3つございまして、一つは、いわゆる診療センター、高機能外来、専門性を高めた診療センター。これは地域の先生方からも紹介していただけるような内容を高めた外来診療をしたいというのがあります。

それから、先ほど院長の方から新患というのがありますが、おかげさまで昨年784人という1日あたり患者数、今年度は680人。今年度に入りまして、4月から現在まで1月あたり1,400から1,700名ほど増加しております。もうしばらく内容を高めることによって、新患が増えればと思っております。増えている内容を分析してみますと、地元も増えてはいるのですが、特に、埼玉県を中心にした所から新患が増えております。埼玉県北部からも先生からの紹介が増えております。ですから、もうしばらく内容を高めることによって、患者数の増を図りたいと思っております。

もう一つは、重要な機能がございまして予防医療、健診事業がございまして。これは現在の医療環境の中で、正直なかなか思うほど増はございませんが、やはり一泊が日帰りに移る傾向はあるのですが、いずれにしろ、私どもの極めて重要な機能と考えておりますので、健診事業についても、埼玉県北部、あるいは公的機関を中心に努力しながら増を図りたいと思っております。

もう一つは、地域医療センターを中心としました、あるいは、訪問看護ステーションを中心とした福祉との関係、栄養相談、訪問看護、そういったものも私どもの外来センターの強みの一つと考えておりますので、私たちはこの3点を少しずつ内容を高めて、地域の方々の期待に添えるように努力していきたいと思っております。

議長（佐藤淳君）

他にございませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）

5ページ、6ページ、7ページ、8ページの関係でお伺いいたします。医業収益、医業費用の関係で、何点かお訪ねいたしますが、医業収益が56億8,950万6,791円、これに対して、医業費用の給与費が33億8,357万6,946円。下の材料費経費その他が28億4,300万円、約41%を占めているわけでございます。この経費率でございますが、病院会計自体、健全な経営をする上で、これが適正率とお考えなのか。行政では歳出の中の給与費が40%を占めた場合には、財政運営は難しいと言われております。その中で、給与費が54%も医業費用の中を占めているわけですから、かなり大変なのかと思いますが、何%というのが望ましい率なのか。また、この経費率を考えた場合に、類似病院、または民間の病院と比較した場合にはどのような医療収益であれば良いのかお聞きしたいと思っております。この2点、ご説明お願いいたします。

次に、11ページ、決算書の中に上毛新聞の医の試練という記事が1から10まで記載されておりましたが、藤岡総合病院は公共病院では6年連続黒字ということで、日本一の経営といわれた優良病院ということで、表彰を受けるほどの病院だったと載っておりましたが、14年度の決算書を見ますと、14億6,733万という損失が発生し、繰越剰余金を差し引いても、平成15年度へ10億8,785万8,000円という欠損金を繰り越しております。実に、医業収益の2割近くに達しているわけでありまして。これは、民間企業なら、とくに倒産という状況になっております。いずれにいたしましても、欠損金というのは累積されまして、どんどん雪だるま式でふくらんでいくわけですが、こうした現状を管理者、および院長はどのように認識しているのか、基本的な考え方について、お伺いいたします。

次に、欠損金処理の問題であります。一般的に伝えられておりますように、老人医療費をはじめとして、各種の医療費の伸びというのはにぶっております。また、社会保険の一部負担の導入によって、今後、医療費の伸びは期待できません。つまり、医業収益の伸びは期待できない状況にございます。未処理欠損金は減るところか、さらに増加していくのが、将来、予想されるものだと思っております。こうした累積欠損金というのは、どういうことになるのか。非常に今、市民は心配されております。いずれは整理しなければならないのが借金でございます。

このような状況にした前管理者というのは、昨年、選挙の審判を下ったわけ

でございますが、市長がよせばすむという問題ではありません。この多野藤岡広域に並立するわけでございますから、その責めはいつかは、関係市町村民に転換されるのではないかと思います。前市長の失政のツケということになります。将来の市民が負担しなければならないというのは、極めて残酷なことだと思います。自分の時代に出した赤字は、自分の手によって、解決していくのが当たり前のことでございます。この欠損金の処理について、管理者および院長は、どのような対策をもって、どのように解決していこうと考えているのか。また、欠損金を出さないようにするための方策について、病院の赤字はどこの公立病院でも出ているのが当然でございますが、いつか国で何とかしてくれるだろうという甘い考えを持っていないのか。

思いますに、藤岡総合病院の赤字は一時的な要因だけとは思いません。構造的なものにもかなりの原因があるものと考えております。何らかの根本的な強力な対策を講じない限り、将来、欠損は発生して累積していくものと考えられます。いたずらに手を拱いているだけでなく、執行者としての管理者、また、院長の責めというのは、果たされませんので、医業収入にも載っておりましたが、あと5年後には黒字化をめざすとありましたが、具体的に何をして、黒字化をめざすのか、具体的なものを教えていただければ有り難いと思っております。以上です。

議長（佐藤淳君）

企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

お答えいたします。先ほどの第1の質問でございますが、費用の通常いわれております比率について、お答え申し上げます。通常、給与費につきましては、医業収益の比率として、50。材料費につきましては30。経費につきましては10。その他、減価償却費という水準がございます。以上でございます。

議長（佐藤淳君）

暫時、休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時45分再開

議長（佐藤淳君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）
事務局長。

事務局長（磯野義弘君）

お答えいたします。管理者にということでございますが、事務の責任者といまして、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

先程来、給与費並びに適正のパーセンテージというお話が出ておりますが、この適正のパーセンテージというのは、自ずから収益が上がれば、パーセンテージは落ちるわけです。その間に至るまでのなぜ給与費がこれだけ高いのに減額しないかどうかという質問も先ほどありましたが、やはり、病院は医師にしても、看護師にしても、法定数、限られた人員の設定がございますし、それを含めると、そういった制約があるわけです。その中で、いかに効率のいい運営をしていくかということになりますと、人件費を除く足かせのない部分でなるべく費用の削減を図っていくということに重点を置かざるを得ないということになります。

一番良いのは、患者さんが増えてくれることが一番ですけども、外来センターの当初の計画というのは、外来センターの患者さんが日に1,200人と設定されて、この建物が建てられております。しかしながら、先ほど、外来センター長からも答弁がございましたが、760人というのが現状でございます。しかしながら、医療器械を設置し、あるいは職員を適正に配置しなければならない中で、効率のいい運営というのは、収入増を図っていくということ以外他にないわけです。

先日、議員さんも藤沢の病院を研修されまして、いろいろと繰り出し金の問題等含めて感じるところがございますと思っておりますが、今までの上毛新聞の記事にもございました、繰り出し基準の最低限の建物の、要するに、繰り出し基準の建設改良事業ならびに入院棟の方も行いました、24時間体制の救急に対する負担金、このものだけが現在、負担金としていただいているわけです。

そういう中で、町村も大変だということで、極力自助努力をしているという話も市町村からうかがっております。その中で、病院は今後どうしていったらいいのかということになりますと、討論でお分かりにくい部分があったのだらうと思っておりますが、病院の各部署の中で無駄を省いていくというのが一番の問題でございます。しかしながら、人員は切れない部分は切れません。

昨年7月に私が赴任した時に、やはり、そういった質問がございまして、無駄を省いていきますという公約をさせていただきました。その結果、単純計算で20億円に至る赤字が給与改定等も含めて、経営にとってはフォローの風、職員一人ひとりにとっては大変なことではあります、そういうことを踏まえ

て、新しい申請等をして収入増を図っていった結果が14億円でおさまったということでございます。

幸いにも、今年度も、当初、病院と外来センターを合わせて、10億円からの赤字予算を組ませていただいております。しかしながら、当初の組んだ患者数よりもおかげさまをもちまして若干なりとも外来センターが増える傾向にあります。従いまして、私どもは10億円までの赤字は当然出さないように、減価償却の範囲内をめざしてがんばりますというのがただ今の公約まで至りませんが、そこまで努力したい。ということは、7億円ぐらいまでの赤字に抑えていきたいというのが、今年の、今は決算の話で申し訳ないのですが、そういう流れの中にあります。従いまして、我々がこれから努力をしていくことというのは、無駄を省く、アウトソーシングに踏み切れるものはアウトソーシングをしていく。そういうことしか現状はございません。人員の関係ではありますが、細かい話をしていけば、病院棟の改修に伴って、1病棟1フロアが35床というような細切れの病床数になっております。これは部屋を広げることによって、病床数が減ったわけでありましたが、そうしますと、看護師さんをはりつけるには、2対1の関係でいくと、単純に2分の1でいいわけですが、そうしますと、最低限の2、8体制で夜勤を組むと、夜勤が組めないのが現状です。そうしますと、プラスアルファの看護師さんを置かざるを得ない。そういう事情もございいます。従って、私たちが望む金額までまだまだ到達はしていないことも事実なのですが、看護師さんを置かざるを得ないというのもございいます。

14年度の決算でございまして、昨年は病棟を改修しております。従って、それだけの患者さんを見込めないということもこの年はあったわけでございます。従って、今年度は初めて、この外来センターがこちらにできあがって、フルに活動する、病院の改修も済んだので、病棟もフルに活動する。そういう中で、今後どのような運営をしていったらいいかは模索中の部分もございいますが、初めてフルに稼働できる年に入ったわけです。従いまして、この15年度が一つのたたき台となりまして、今後の方針を打ち出していきたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤淳君）

湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）

事務局長の言葉を信じまして、期待をして、15年度の決算をよく見て質問をさせていただきます。

続きまして、14ページですが、未収金というのが13億2,600万円計

上されております。医業収益が56億8,900万円に対して、未収金が13億2,600万円、約23.3%になっておりますが、これは3月末をもってしめるので、当然、未収金があるというのはわかっておりますが、3月分の診療収入というのは、おいくらだかお聞きいたします。

また、この未収金の中で、おそらく今の時代ですので、不良債権等もあるのではないかと思います。あるとすれば、その額はいくらで回収できるのか、回収策をどのように考えているのか、その点の答弁をよろしくお聞きいたします。

それから、15ページの流動負債の関係でお聞きします。流動負債の未払金が4億4,193万3,135円計上されておりますが、これは流動負債ということですので、当然、1年以内に債務が発生されると理解しておりますが、主なものについて、相手先はどこなのか、いつ債務が発生したのか、また、次に、病院が未払いとして処理しているために、広域の市町村の業者に迷惑をかけているのではないのかどうか、この2点をお訪ねいたします。よろしくお聞きいたします。

議長（佐藤淳君）

企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

お答え申し上げます。14ページの未収金ですが、通常の診療報酬の請求、2カ月分が未収計上されているものであります。以上です。

議長（佐藤淳君）

外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君）

今の質問に対するお答え申し上げます。外来センターの部分につきましては、病院と同じように、2カ月分請求した国保連合、社会保険等でございます。国保連合は約5,000万円、社会保険が約5,000万円、1億円。2カ月ですから2億円ということでございます。

それから、15ページの未払いにつきましては、薬と一般業者の借入れということで、薬におきましては3カ月後、一般の業者につきましては末日締めすぐ月払いということで、この部分は年度の終わりに残っているということでございます。

議長（佐藤淳君）
企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）
未収の中の回収ができてない部分につきましては。

議長（佐藤淳君）
暫時、休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

議長（佐藤淳君）
休憩前に引き続き、会議を続けます。

議長（佐藤淳君）
企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）
平成14年から14年までの間で、未収計上となっておりますのは約1億円になります。その内訳としましては、回収不能というところではございません。以上です。

議長（佐藤淳君）
湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）
13億2,600万円の関係なのですが、この額はかなり多額になっておりますので、後でもう一度お聞きいたします。
もう1点の関係なのですが、監査委員の決算の方でお聞きしたいのですが、監査委員さんの意見書の中の27ページに貯蔵品というので、7,141万5,126円、薬品が5,925万4,663円、これを見ますと、大半、約83%が薬品ということで、貯蔵品の何がいくら残っているのか。これを示し願いたい。また、貯蔵品というのは、100%活用されるものか、使用期限はどのくらいあるのか、古くなったらおそらく廃棄せざるを得ないものが出ると思いますが、その点をお聞きいたします。
それから、貯蔵品の適正比率ということですが、病院を経営しているわけで

すから、貯蔵品がなければならぬことは承知しておりますが、しかし、多くの貯蔵品を抱えているということは、その代金の支払いがすでに済んでいるものと思われます。金は払ったけども貯蔵品である限り、その効力はまったく発揮していないということでございますので、貯蔵品を長く抱えておりますと、使用に耐えられなくなり危なく、投棄しなければならないものが生じてくると思われます。こうしたことから、この程度の規模の病院としては、貯蔵品の額が適当なのかどうか。また、他の類似病院、また民間病院と比較してどうなのかをお聞きします。

監査委員さんについてもお訪ねしますが、この決算の意見書を読んでいただきましたが、貯蔵品については特に触れておりませんが、私が職員だった当時は、監査の中でもかなり1点1点細かくすべてのものを監査委員が監査しておりましたが、この決算をするにあたって、貯蔵品の残高というのは当然確認したものだと思っております。つまり、棚卸しをしたのかどうか。また、この貯蔵品に対して、どのような判断を示されているのか。この3点をお聞きいたします。

議長（佐藤淳君）

企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

貯蔵品の件でございますが、こちらは薬品等につきましては、薬剤部の棚卸しを行ったものを監査委員の方に確認していただいております。以上でございます。

議長（佐藤淳君）

暫時、休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

議長（佐藤淳君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

議長（佐藤淳君）

企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

品目数等々につきましては、現在、資料を持ち合わせてございません。後で

提出させていただきます。

議長（佐藤淳君）

事務局長。

事務局長（磯野義弘君）

度々すみません。答弁が落ちているようですので、私の方でさせていただきます。他の類似病院に比べて、貯蔵品が多いか少ないかについてですが、うちの方ではたぶん少ないとふんでいます。というのは、院外処方箋が進んでおりますので、院外処方箋が進んでいない病院に比べますと、圧倒的に少ない。入院棟、入院されている患者さんの方の注射薬などが中心になるとふんでおります。外来の方は90%以上、院外処方が進んでおりますので、薬品の中心は入院と考えております。

議長（佐藤淳君）

武田監査委員。

監査委員（武田弘君）

貯蔵品につきましては、貸借表には載りますが、損益を出すには計上されておられませんので、特別に説明の必要はないと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長（佐藤淳君）

暫時、休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時15分再開

議長（佐藤淳君）

休憩に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）

木村喜徳君

議員（木村喜徳君）

厳しい経営が強いられる中で、今後の経営改善について、お訪ねいたします。昨年9月の藤岡市議会の中で、議員さんから非常に病院経営が思わしくないとい

いう中で質問がありまして、14年度の決算見込みはどうかという質問の中で、約20億円の損金が赤字という格好で出るのではないかという答弁がございました。その中で、病院の管理者であります市長に対して、今後、どのような経営、経営改善をしていくのかという質問に対しまして、管理者である市長から、経営改善をするために組織を立ち上げ、経営改善にすぐ入るといった内容の答弁がございました。

その答弁通り、私はそういう組織が立ち上げられて、この半年間のうちに約20億円という見通しの中から、14億7,000万円まで圧縮して、赤字が約5億3,000万円改善されたのは、これが現実であれば、非常に喜ばしいと思います。その組織について、まず、名称、いつ立ち上げたのか、どのような内容の会議でどのような部分を削減、圧縮をしてきて、この20億円から14億7,000万円までもってこられたのか、ご説明をお願いいたします。

議長（佐藤淳君）
事務局長。

事務局長（磯野義弘君）

昨年7月3日に当議会が、我々が配属されてすぐの時点で会議がございました。その時、お名前を挙げていいかわかりませんが、三好議員さんからも、当時の笠原議員さんからも、今後どうするのかというご質問をいただいたことを記憶しております。

その中で、先程来、答弁させていただいておりますが、無駄を切るという話の中で、外来センターに当時、パート職員が約20何名かおりました。その方たちをまず、9月で任用期間が切れますので、再雇用しないということで、約19名を再雇用いたしませんでした。この人件費。ならびに、コンサルタントを契約しておりましたが、半期で全部切らせていただきました。その後、外来センターの当初の見込み以外に、無駄な部分を再契約させて頂いたり、それから、1人あたりの平均賃金の時給をカットさせていただいております。それから、旅費等におきまして、県内出張等でも旅費が出ておりましたが、その部分もカットさせていただいております。

それ以外に、収入増を図るために改修計画の見直しのところで、稼働病床数が約、すみません、改修中ということではありますが、改修をうまくやりながら極力ベッドの稼働を高めるという策を講じました。それから、病床管理の充実による在院日数の減少、そういった効率のいい運営、早期に退院していただくことによって、ベッドの稼働を高めるという策を講じるとともに、1人あたりの単価の増加を図っております。そういった諸々のものと、それから、組織の

見直しをいつしたのかというご指摘がございましたが、当時は一局集中的な組織でございました。これを庶務課、医事課、当時用度課といていまして、企画経理課、この4課に改めて、組織替えをさせていただいております。そういう総合的な部分で、一番は入院患者さんの関係が強いという部分がございます。

それから、単純に20億円という話をさせていただきまして、その20億円が一人歩きするような結果もあったのですが、3カ月終わった時点で、5億5,000万円の赤字がすでに出ていました。その時に、市の一般質問の答弁書を作るにあたって、現状の中で4分の1四半期が終わった中で、5億5,000万円ですから、この先を見ていって、どのように手を付けていったらいいかわからない状況の中で、単純に計算しても22億円という赤字が出るわけです。20億円程度はいつてしまうだろうという悲観的な要素もございました。しかし、その後、手を付け始めながら、先ほど申し上げましたような無駄を省くというおかしいのですが、コンサルも私どもがいった後でも、1,200人の外来患者数が来るまではペイできないという答えしか返ってこない実情の中で、コンサルは必要ないということで、3社切らせていただいております。それから、改修の部分でも、極力抑える範囲の中で、若干なりとも当初の予算よりは浮かせていただいております。総合してという形になるので、明確な答弁という形にはならないので、不満足かもしれませんが、そういうものの積み上げの中で、幸いにも14億円まで圧縮できたとご理解いただくと有り難いと思えます。

議長（佐藤淳君）
暫時、休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時24分再開

議長（佐藤淳君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）
事務局長。

事務局長（磯野義弘君）
組織の上におきましては、経営推進会議をさらに充実させたといえますか、今までも経営推進会議はございましたが、よく経営推進会議のメンバーを把握

して、院長以下、外来センター長を含めたそれぞれの副院長、事務部、看護部等を含めた上での危機感の徹底を図りまして、今でも継続してやっておりますが、月に1回経営推進会議を開く、内容の把握をする。それを今度、連絡調整会議を開きまして、各セクションの責任者を集めた上で、現状の財政状況を説明する、理解させるということを立て上げて、現在、進んでおります。以上です。少なくとも、私どもが7月にお世話になりまして、院長以下、打ち合わせをいたしまして、9月の時点では立ち上げております。

議長（佐藤淳君）

木村喜徳君。

議員（木村喜徳君）

組織を立ち上げていただいたということなのですが、市長が藤岡市議会できちんとした組織を立ち上げるという意味合いの組織ではなく、今までの組織に手直しを入れた、少し内容を加えたかどうかはわかりませんが、立ち上げたということで、私の方はわかりました。

会議の内容なのですが、月に1度ぐらいですと、この半年間で5回か6回で、予定から5億円以上の改善策が見つかったのですか。これができたのであれば、今、市町村は財政的に苦しいのです。それを手本にしなければならないので、きちんとした内容を知りたいです。それはいいです。聞いても、どうせきちんとした内容は出てこないはずなのだから。もうわかっている。

先ほどの最初の2カ月か3カ月で5億5,000万円の損金が出た。それを単純計算して、年間の損益を20億円というのは、新聞にも報道されたのです。これは安易過ぎないですか。15年度に対しても、10億円の損益を計上して、実質7億円に抑えたいと言っている。普通、当初からそういう計算であれば、7億円にして、7億円から下げるのが実質的な経営資本ではないですか。それは見解の相違があるから構わないですが。内容的に詳しく説明してください。人員整理やコンサル、旅費、その他云々で、どのくらいの経費削減が14年度決算の中で行われてきたのか。お願いいたします。大きいものだけで結構です。

議長（佐藤淳君）

企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

ただ今のご質問について、ご説明申し上げます。平成14年度の収支の総括でございますが、14年6月末現在で、病院は3億円、外来センター2億5,

000万円、合計5億5,000万円。3カ月でそういった数字が出ておりました。その後、7月時点で、収支の予想を単純にしましたところ、20億円。実際には、病院の方で14年度の収支7億3,800万円、外来センターで7億5,000万円、合わせまして、14億8,800万円という数字になったわけなのですが、この間、約20億円の赤字予想に対して、経営改善された主な理由としまして、一つ、給与費。これは人事院勧告に伴う本俸のマイナス改定がございました。これが約8,000万円でございます。

先ほど、事務局長の方で報告させていただきました、臨時職員のカット等々で約1,200万円。旅費の見直しを行いました。これが約100万円。経営コンサルタントの契約を年度途中で解約しております。これが1,500万円。さらに、診療材料、消耗品等々の細々とした経費の圧縮をしております。それに対しまして、収入の増がでございます。改修計画の見直しで、年間稼働病床数が当初の計画よりも有効に活用できまして、収入増になっております。これが4,000万円でございます。続きまして、病床管理の関係でございますが、在院日数の減少。現在、平均在院数は16日、17日ぐらいを維持しておりますが、これによりまして1人1日あたりの単価が増額になりました。そこで約1億円増額、増収になっております。

そして、9月に救急センターをオープンさせていただきました、その後、救急外来患者さんの増加によりまして、単価も増加しております、そこで9,000万円ほど収入増が図られております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤淳君）

木村喜徳君。

議員（木村喜徳君）

支出の面で約1億1,000万円、収入の面で約2億3,000万円。これで3億円ちょっと改善されたというのではないですが、この収入の面は、当初から計算されていたのではないですか。収入の面も支出の面も人員整理云々、人事院勧告云々も、9月以降やったのではなく、これは年度始めからその方向性はきちんと出ているわけですね。そのつじつまが合うように、もう一度きちんとした説明をお願いいたします。

それから、市長の方から、きちんとした組織改革ならびに経営改善に対して、姿勢は出ているのですか。そういう組織を作りなさい、こういう方向できちんとしなさい、この2点について、質問いたします。

議長（佐藤淳君）
事務局長。

事務局長（磯野義弘君）

まず、組織の関係でございます。この関係は、7月に配属されて1カ月も経たないうちに、市長の方から今の状況でいくと、大変な赤字だろうという中で、どういう対策をとっていったらいいのかという話がありました。その中で、市長も当時言っていました通り、なんとか対策していかないとこれから大変なことになってしまうということで、院長以下、どういう方法がいいだろうという話の中で、経営推進会議を充実させていく方向が一番いいだろうということでありました。

先ほど、その赤字の内容について、積み重ね、積み重ねですから、なかなかこれでいくら浮かび上がったというのは診療報酬の関係はなかなか分かりにくいという部分が当然あるわけですが、先ほど、企画経理課長の方から目に見えている部分だけを取り上げてもらったわけです。それから、当初からそういう計画ができていたのではないかという話がありました。当初からといいますと、去年の4月にこの外来センターがオープンしたという過程でございますので、その時には患者数に比べて、いわゆるご親切係といった臨時職員がおりましたが、とにかく、患者数よりも職員が多いという話も再三聞きました。外来センターに新しく配属された事務長ならびに外来センター長とお話をしまして、とにかく、患者さんが増えるまでの間は無駄は省きましょうということで、再任用しないという方向でいったわけです。コンサルがいます通り、外来センターが1,200人来ないとペイできないという資料がございますし、そういう提示もされておりますし、そういう中で、いかに身軽に、患者さんが徐々に増えていった時点で、職員数も増やしていけばいいという考え方に基づきまして、あの時の現状からすれば、身軽に運営を始めるということが最大の手の付け方と思いましたので、そのように進めております。従って、14年のここがオープンの時に、9月半期の時に、すべてを切っていくという計画はなかったと思っております。コンサルも1年の契約になっていましたし、たまたま臨時職員は半年雇用という形になっておりましたが、話し合いで切らせていただいたものは1年契約になっておりました。以上です。

議長（佐藤淳君）
暫時、休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時38分再開

議長（佐藤淳君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）

企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）

ただ今のご質問でございますが、先ほど私がご説明させていただきました内容は、特に収入の増の部分でございますが、これは9月以降、救急センターオープンに絡めまして、患者さんの増、単価の増が図られたものでございます。以上でございます。

議長（佐藤淳君）

他に質疑はございませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君）

資本的収支の資産取得の状況ということで、38ページでお願いいたします。器械を14年度病院オープンに伴う中で、全体で2億9,000万円ほどの医療器械を買っております。そのうち、その分が赤字になっているわけですが、100万円以上の資産の購入は2億7,000万円ほどありますが、このうち、なんと90%、2億4,000万円ほどがD社さんということになっております。これについて、医療機器はD社さんの独占ということで、病院は経営をされているのかどうか。まず、入札、随意契約ならびに購入の経過について1点質問をいたします。答えにあたっては、どういう形でこの器械が必要であったのか。まず、最初に2点。腹部X線血管造影装置、1億4,170万円、こういった器械がどういう目的で、購入後、どういう形の中で動いたのか。また、1回あたりの診療報酬の点数、ならびに、人工呼吸器を5台買っておりますが、5台買っても1,750万円、3月31日に追加で1台買ってもその5分の1の金額、こういったものが人工呼吸器が現在、何台あって、月にどれくらい稼動しているのか。また、1台あたり、1回あたり1,500円程度だと思えますが、平均で結構です。というのは、1時間以内、また5時間以内で違いますから。人工呼吸器が1日のうち平均何台動いて、いくら稼いでいるのかどうか。この点だけ、まず、1回目の質問でお答えください。

議長（佐藤淳君）

用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭君）

茂木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、腹部X線血管撮影装置につきましては、藤岡市総合計画に基づく実施計画による医療器具整備事業により、充填の装置が約16年前、平成14年度の時点で16年前に購入いたしまして、古くなったということで、実施計画にすでに計上してありまして、その計画にのっとりまして、当病院につきましては、機種を選定委員会を開催いたしました。その中で、使い勝手や先生方のいろいろなご意見等々をまとめた中で、I社の機種に決定させていただきました。その販売店であります、たまたまこの決定の機種につきましては、販売店がD社でしか取り扱っていないということ中で、そこから見積を徴収し、購入したという経過になっております。

医療点数については、私には分かりませんので、それにつきましては、医療点数の担当の職員から答えさせていただくことをお願いしたいと思います。

それから、人工呼吸器購入契約ですが、これは平成14年9月に救急センター開設に伴い、購入が必要になり5台購入しております。現在、全部で18台ありますが、今回の5台、その後の1台を引きまして、それまでに12台ありまして、後から5台ということで、購入をいたしました。これにつきましては、3社より見積書を徴収いたしまして、業者を決定しております。この関係につきましては、補助金を活用して購入いたしました。以上です。

議長（佐藤淳君）

病院長。

病院長（鈴木忠君）

一部答えが重複するかと思いますが、お答えさせていただきます。腹部血管撮影装置、これは何のために購入したかということ、消化器科の専門医が当院に赴任しました。消化器科の診療内容によっては、今、腹部血管撮影が必須でございます。そういうことで、肝腫瘍などに対して、手術で切り取るということよりも血管撮影を基にして、塞栓術を行ったり、診断だけではなく、そういう治療行為として、血管撮影装置が使われているのは最近の動向でございます。そういう中で、新しい消化器科を新設したということに伴って、腹部血管撮影装置を導入したということでもあります。

これらの血管造影および治療的な塞栓術を行いますと、これらの手技料は1回あたり1万2,700点、だいたい1万2,000点から1万5,000点、

それぐらいの診療点数になります。どのぐらい稼働されているかということですが、これに関しては、昨年度の最初に入ったわけではございません。使えるようになったのは、14年度末になって、実際に使えるように改修工事に合わせて設置したものですから、14年度は実際に診療稼働できる期間が非常に短かったということでもあります。その中で、14年度の実績としては、器械導入をされて、1週に2、3件というところにとどまっているのが現状であります。

今年度は、通常の状態では使えるようになってきております。これから、当然、腹部血管撮影をする頻度は増えてきますし、診療点数として、今のところはそれにすぐ見合うだけの診療点数は上げておりませんが、今後、当然増えていくこととなります。これは診療する側のパワーアップといえますか、そこに関わる医師の動員力によって、ある程度制限されているのが現状であります。

人工呼吸器に関しては、当院は現在12台ございます。非常に古いタイプの人工呼吸器が多かったということでもあります。そして、人工呼吸器による事故は非常に多いわけです。非常時における看視ができるような体制、そういうもので、新しいタイプのものを要求されております。昨年度までに利用されたものというのは、オーバーホールを繰り返してきて、部品がないというような人工呼吸器でございました。救急センターを設置するにあたって、必須の医療機器であるということで、人工呼吸器を5台、それから、5台では足りないという状況で、1台追加して6台を購入されたわけです。それまでは、足りない時は器械を借りて、呼吸器を使っていたという状況であります。

稼働状況は、常に10台は稼働している状況であります。いざ必要な時に1、2台余裕がないと、診療が成り立ちません。そういうことで、現在でも人工呼吸器は足りないという状況であって、今後、整備していかなければならない医療機器になっているのが現状であります。以上です。

議長（佐藤淳君）
病院長。

病院長（鈴木忠君）

人工呼吸器を使用した際の診療点数は、1日5時間を超えた場合、それ以上は加算になりませんが、745点、7,450円。これが常に10台、24時間稼働しているという状況でございます。よろしいでしょうか。

議長（佐藤淳君）
茂木光雄君。

議員（茂木光雄君）

最後に院長にと思いましたが、図らずも最初から回答をいただきまして、ありがとうございます。

D社さんとの今の話でいきますと、血管造影装置はここでしか扱っていないという話で、ここに決めたということではありますが、現実には、ここでしか扱っていないということが議員の皆さんは理解できますか。ということは、現実的に、ここでしか扱っていないというのにはあり得ないわけです。日本全国、また、外国からも器械を購入する時代です。それがこういう事情でここに決めましたと。

人工呼吸器については今10台稼動していますが、実際には12台あったものを増やすことによって、これだけの診療報酬と消化器科のパワーアップになるという説明が、我々議員も理解できないし、実際に、病院の経営内容的なものを今、いろいろな議員さんが質問しましたが、一つひとつのことをとって、非常に不明解であり、誰がこれを決めているのか、こういったことをきちんとした中で、専門家を寄せて、この地域にはこういう病気も多いし、また、藤岡総合病院はこういう特色を持った病院にしていくという計画が今の答えの中にはありません。

しかも、腹部血管造影検査が1万2,700点、院長、これは診査をした時に初めて算出できる数字であって、通常のX線検査は1,000円か1,500円ではないですか。血管造影の検査をしても、500点の加算です。今の説明ですと、1回の検査で12万7,000円ものお金がとれるというのは、もう少しきちんとした内容を把握した方がいいと思います。というのは、一式となっています。一式とは一体どういうものなのか。こんないい加減な器械の資産の上げ方は、通常では考えられない。一式いくら。これでは、我々には何の医療器械をどのように使って、病院の経営にはこれだけ役に立つというものが全然見えてこない。しかも、今の話ですと、15、6年前の医療総合計画の中で購入を決定しているとある。そんな前から決定しているのであれば、世界中からもっといい器械を探してください。病院の経営をしっかりとやりたいのであれば、藤岡市はドイツの、スイスの国際最水準の器械を導入したんだというぐらいの気持ちを持って、器械を購入すべき。今の話ですと、D社さんしかそれを扱っていない、そんなバカな。もう少し、きちんとした計画の中で、やっていただかないと、この購入計画がどういう計画のもとに、血液ガス分析装置も足りないでしょう。人工呼吸器が足りないだけではないでしょう。しかしながら、見るところによりますと、すべて随契でしょう。D社さんで独占されている理由をしっかりと説明してください。

それから、血管造影装置が導入後、なぜ現在まで動いていないのか。今年度

は何回動いて、いくらが金額が算定できたのか。その2点をお願いいたします。

議長（佐藤淳君）

用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭君）

私の説明が足りなくて、茂木議員さんには別の解釈をされたのかなと反省しております。D社さんからの購入につきましては、医療機器機種選定委員会という委員会で、先ほど16年前云々とあるのですが、前の器械を購入したのは16年前で、非常に古くなったということで、実施計画に基づきまして、医療機器機種選定委員会を開催いたしまして、医療現場からこういうものが使いやすい、こういうものがほしいという条件を出していただいて、その仕様書に基づいて、その仕様書に基づく器械がこのメーカーのこういう器械であるとあげまして、その後、この器械はどこで扱っているのかということで、当然、購入するには特約店としての登録、資格がないと購入できませんので、それがたまたまD社さんであったということです。こういう言い方は誤解を招くかもしれません、D社さんから器械を購入するため云々ではなくて、最終的な結論はD社さんから購入せざるを得ないという形の中で、当然、金額につきましても、そういう状況ですので、随意契約という形の中で、D社さんと交渉いたしまして、なるべく安く購入したという経過であります。以上です。

議長（佐藤淳君）

暫時、休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

議長（佐藤淳君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）

医事課長。

医事課長（神保伸好君）

ご質問にお答えさせていただきます。腹部X線血管撮影装置の使用回数ですが、月6、7回稼働されてございます。診療検査手数料につきましては、診断

は別といたしまして、単純の撮影の検査料だけとして、264点でございます。以上でございます。申し訳ございません。点数について、訂正させていただきます。動脈造影カテーテル法という検査でございます、それが1,180点、腫瘍血管の分子血管を選択的に造影撮影した場合については、1回に限り640点を加算するということでございまして、計1,820点ということでございます。以上でございます。

議長（佐藤淳君）

茂木光雄君。

議員（茂木光雄君）

だから今言ったように、X線の撮影装置に10万円以上の検査なんて、あり得ないのです、現実には。ですから、私は言いたいのは、先生方は当然地域の中核病院として、特色を持って藤岡総合病院の質を上げる、患者の信頼を高める。このためには、こういった器械も必要です。しかしながら、事務方が今言ったように、点数一つ把握していない。現実には、我々素人でもある程度はわかる。こういったことをきちんと説明して、なぜこの器械が地域に必要なのかという形の中で、選定会議を開いてもらわなければ、経営と医療はまったく別に歩いているのではないですか。今の状況を見ても。ですから、こういった中で、今、藤岡総合病院がどのような必要性の中で、2億4,000万円もの器械を買って、これがどのように地域の信頼を得る医療として確立をしていくのかどうかという明確なサインをきちんと出してください。

何が 필요한のか。先ほど言ったように、人工呼吸器がたくさん必要なのではないのです。人工呼吸器というのは、あくまで患者の呼吸を一生懸命維持するための装置だよ。実際には、検査料で5,000万円でしたか、外部委託しているという話もありました。しかしながら、こういった中で、検査装置、ならびに血液のガス分析なり、そういったものを迅速にこのような形の中で整えられれば、患者は伸びます。

こういったことをしっかりとした中で、皆さんが選定していかないから、このような経営が非常に院長さんはじめ、医療スタッフが一生懸命がんばったとしても、患者が伸びない。当たり前なのです。一つひとつ言えば、きりが無いけれども、これから資産取得は専門家を入れて、きちんとした中で、どういう器械とどういう方向でもって、総合病院をやっていくのかどうか、これをする考えがあるかどうか、これだけで結構です。するのか、しないのか。私はこういったこれからの藤岡総合病院の経営に対する、医療の質の向上に対する、専門委員会を作って、こういったものを検討し、なおかつ、入札によってこうい

った器械を買う意志があるかどうかを質問して終わります。

議長（佐藤淳君）

病院長。

病院長（鈴木忠君）

私の答弁が不的確であって、誤解を招いたことをお詫びいたします。医療器械が計画性なく、それによって診療報酬がどの程度経営に役立つか、そういう視点なく、医療器械が決められているのではないかというご指摘がございましたが、この点に関しては、一部誤解されているかと思しますので、答弁させていただきます。

昨年度の医療器械のほとんどは、救急センター、24時間稼働する、そして、重症治療病床、HCUハイケアユニットという病棟を開設するために必要とする器械が列記されているものであります。ハイケアユニットということは、当然、生体情報を持続的に監視する、呼吸循環代謝をモニターして、治療しなければならない患者さんを扱うところであります。そうしますと、そういうところにおいては、それらを人間の主観だけではなくて、科学的にデータをとれる器械が必要であるわけです。それらがここに書いてある血液ガス分析装置、除細動器、テレメーター、個人用透析装置、人工呼吸器。それらがそこにとって必須の医療器械であるために、昨年度購入したものであります。

そして、これらの医療器械は、どういうものがあるかということ各メーカーのカタログ、性能を医療器械選定委員会において、当然、選定作業を行います。そして、どの程度の医療レベルの行為をするかによって、医療器械でどの程度のレベルが必要とされるか、器械仕様を決定することによって、検討してまいります。もちろん、医療器械の中では高ければ高いほど高機能のものが手に入るわけですが、病院の経営状況もあります。そういう中で、必要最小限、医療行為を行う上で、ハイケアユニットにおいてもいろいろなレベルがあるかと思いますが、そういう中で、必要とされる必要最小限のレベルをクリアできる医療器械を選ぶ、そういうメーカーの器械を選んで、その上で、一番の条件のいいところから器械を購入するというところであります。

従って、同じ医療器械であっても、同じメーカーの医療器械であっても、一番条件のいいところを選ぶということが行われて、そして、決定されているのが実情であります。この医療器械選定に関しては、医療技術部の器械を扱う技師、診療側として使う医師、事務部門、看護部門のそれらの委員が集まって、いろいろな面で器械を検討した上で、決定して、どういう器械が必要であるか、どういうレベルの器械が必要であるかを決定しているのが実情であります。

そういうことで、単に安易にあるメーカーの機器を選んでいるということではございません。昨年度、私がまいりましてからは、私が医療機器選定委員長となりまして、そこで誤解のないように徹底を図って進めておるところであります。以上であります。

それから、追加させていただきます。血管撮影は先ほど医事課長がトータルで1,820点と言いましたが、これは血管撮影をするという行為に対しての診療報酬であります。今、血管撮影というのは、診断するために造影することだけではなくて、造影をしながら治療を行うというふうに、今の血管撮影は変わってきています。そして、その際に、血管の中につめものをする、塞栓を行ったりして治療をするということでもあります。そういう際には、10万点を超える医療点数が請求できるということでもあります。

当院においては、血管撮影装置は大きく分けて2台あります。一つは心臓血管撮影装置です。そこにおいては、主として心臓血管、冠動脈を造影する。そして、1週間に30人ぐらいの患者さんを血管撮影して、それは撮影だけではなくて、直接冠動脈の閉塞、あるいは、狭窄している血管を拡張するという治療行為そのものに直結していることがあります。そして、急性心筋梗塞できた時にすぐ処置するということでもあります。

そういう中で、救急を扱っていることで、なかなか1台だけの装置では、救急とぶつかって、なかなか対応ができない。それから、当院では脳血管撮影装置も行っているわけですが、これらのこととして、腹部だけに限らず、必要な時には、脳血管撮影装置は腹部血管撮影装置も使って行っているのが現状であります。以上、お答えいたします。

議 長（佐藤淳君）

暫時、休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時11分再開

議 長（佐藤淳君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（佐藤淳君）

病院長。

病院長（鈴木忠君）

お答えいたします。今後、どのようにしていくか。専門的な会議、こういう

機器を選定する際、専門的な会議を新たに設けるかということに関しては、その役割をなすのは、機種選定委員会であると考えます。そして、その中に適切な機種選定の際に、それによって得られる診療稼働額等は当然検討されなければなりませんし、それから、各部門からそういう機器の要求が出た時には、予想される診療稼働額が出てこそ、機種選定の中に入ってくるわけです。ですから、それらを徹底して、今後、機種選定委員会において、診療稼働額、器械の質を検討していくということで、新たな名前の専門の委員会ということではなくて、より機種選定委員会がきちんと行えばよろしいかと思えます。そういうことで、今後、対応していきたいということです。

それから、選定にあたっては、競争原理を働かせて、有利な購入をするというのが原則だろうと思えます。そういうことでは、当然、入札等、あるいは、すべてが入札といかない場合もあるかもしれません。原則として、入札等を導入して、機種の最終の決定を行っていきたいと考えております。

議長（佐藤淳君）

他に質疑はございませんか。三好徹明君。

議員（三好徹明君）

2点ほど、質問させていただきます。14年度決算につきましては、さまざまな議員の方が質問されております。14億6,000万円、来年度に10億円送るといふことの問題点に全部集約されてくる内容かなと思ひ、聞いておりました。

この最大の原因は、外来棟をこちらに移した、6年間黒字を続けた病院の医療体制を分離した。このいいか悪いかは別にしまして、事実だけをもうしますと、その原因によって、アクションによって生じた金額だと私は承知しております。

この病院決定につきましては、執行側だけではなく、それを議決した我々議会側にも大きな責任を持たなければならないという状況に立たされているというのが、私の理解であります。そこで、今後、この現実である外来分離のところから、いかに公立藤岡総合病院を再生させていくかという議論になりますが、我々はこの決定、実行によって、大きな負担を強いています。これは検証されるべきである。常々私が言っていますように、この検証を踏まえて、再び二度と危険な賭けをしないという機能が全体に働くような状況を作っていかなければならない。そのように考えて、質問するわけでありませう。

当時、執行側にいらした方で、現在、ここに残っていらっしゃる方がいます。その中で、B先生、C先生は現在も経営スタッフとして残っておられます。事

務方では残念ながら、経営室長も退職されましたし、当時の管理者である前市長さんも退陣しております。残っていらっしゃるの、副管理者である新町町長の高橋さんであります。

そこで、まず、1点目をお伺いいたします。昨今、上毛新聞で1から10までと題して、医の試練という特集が出されました。これを通読してみますと、9回目の最後に、このような指摘と疑問が投げかけられております。これは病院建設の大きな要因として、建設が是か否かということの決定的な要素になると思われる問題であります。

普通一般的に外来棟ともうしますと、病院の補助機関として、診療所としてでてくるのが一般的であります。しかし、20床というベッド数を持つことによって、病院として設置した。これについては、藤岡市側から病院でなければ交付税措置が受けられない、つまり、病院に診療所がついた場合には交付税の対象にならない。このような大きな判断が分かれになって、そこで、どうしても20床の病院として、外来センターを当地に作るということが決定され、当時、経営スタッフは国や県に対して、この辺のことを最重要な問題として問い合わせして聞いているはずだと思います。

残念ながら、ここに事務方のトップがおりませんので、経営会議に参加されておられましたB先生、C先生がこの決定にあたって、どのような判断をされてきたのかをお伺いしたいと思います。この15億円の赤字が発生したものは、ひとえにこの大きなニュースが絡まっているわけでありまして。原因をないがしろにして進めば、また同じような過ちを繰り返していく。すべての赤字の根拠はそこから出発している。今、後ろの方で誰かのヤジが飛びましたが、まったくの議論を100年やっても、この問題は見えてこない。そのように考えて、私は質問しているわけでありまして。B先生、C先生に、経営会議に参画して、当時、重要な意思決定がされた時、どのような経緯があったかのお話を聞かせていただければ有り難いと思います。

2点目として、この建設の意思決定におきましては、議会の大きな責任があります。私は当時の関係資料を整理しましたので、議長のお許しをいただければ、議員各位に配付させていただきたいのですが、いかがでしょう。

議長（佐藤淳君）

暫時、休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時21分再開

議長（佐藤淳君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）

ただ今、三好議員より質問に必要な資料を各議員さんに配付したい旨の要請がありましたので、これを許可いたします。

議長（佐藤淳君）

暫時、休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時25分再開

議長（佐藤淳君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

大変ありがとうございました。資料を配付させていただいて、2つ目の質問をさせていただきます。

先程来、この病院建設につきましては、14億円の赤字が発生した、この問題を議論しているわけであります。しかし、この14億円を発生した背景を語らなければ、枝葉の議論で終わってしまいます。それで当時、議会がどのように意思決定したかを皆さんに配付したわけであります。この病院建設につきましては、ご覧のように、13対5でもって病院建設が可決されました。票を見ますと、藤岡市は21名中11名の議員をこの病院会に発令しております。なおかつ、90%の負担をしておりました。ここで、藤岡市の意思決定というものが極めて、この病院建設に対しては大きかったはずですが、残念ながら、構成市町村の議員さんの数によって、このようになったわけであります。

2点目として、当時、副管理者でありました高橋新町町長さんに。この病院建設の結果、このように15億円近い赤字が出て、今非常に苦しんでいる。市町村によって構成される組合のこの病院が苦しんでいる。当時からずっと、この経営、あるいは執行側に参加されていて、今、どのようなお考えをもっているのか、お聞きしたい。当時、新町から代表されている議員の方は、この病院建設に積極的に賛成討論をうって賛成票をあらわしております。それも踏まえまして、副管理者として、今回もその席にいらっしゃいます高橋町長に

感想なり、現状を踏まえて、意見をお伺いします。

議長（佐藤淳君）
暫時、休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時28分再開

議長（佐藤淳君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）
病院長補佐。

病院長補佐（富所隆三君）

三好議員さんにお答えいたします。当時、新しい新医療法第41医療法が改正されまして、新しく施設基準が変わりました。それから、医療機関に限らず、社会全体が目まぐるしく変わっていった。そういう中で、病院が非常に手狭になって、新天地を求めるということは、それなりに妥当性のあった選択肢だと考えています。ただ、やり方として、これほどまで大規模というか、豪華にする必要があったのかどうかというのは、今でも私は疑念に思っていますが、それについては、私の力不足もありまして、そういう意見は通らなかった。そういうことは、私の責任の一端であったと考えております。

議長（佐藤淳君）
暫時、休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時29分再開

議長（佐藤淳君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（佐藤淳君）
病院長補佐。

病院長補佐（富所隆三君）

この問題については、これまでも議会で何度かあったと思いますが、当初、

診療所ということで、交付税措置がそれでは受けられないということもありまして、途中から病院ということになりました。これについては、最近明らかになったことで、市立の診療所であれば、数千万円程度の補助であるけれども、病院附属の診療所であれば、すべて病院並みの交付税を受けられるということをお聞きがいて、日本でまさに初めての企画であったにしましては、非常に情報収集がずさんであったということは改めて言いたいです。

議長（佐藤淳君）
外来センター長。

外来センター長（田中壯侖君）

当時、副院長として、外来センターの計画に参加させていただきました。前後しますが、その交付税につきましては、私は知りませんでした。当時、診療所だと交付税を受けられないということは知りませんでした。

最初に戻りますが、三好議員さんからの昨年度、14億円の赤字、今年度10億円の赤字予算、それは外来部に伴うものであり、その多くは人員増に伴うものだろうということかと思いますが、私は当時の医療、病院の方、環境、状況、医療環境の変化を理解しないと、この問題の理解は無理が生じてくると思います。といいますのは、今回の14億円の赤字に関しましては、いわゆる分離したから14億円の赤字ではないと私は思っております。当然、その中には分離に伴うものはあるのですが、これを機会にそれまで抱えていた病院の矛盾、不備な点、課題を一気に解決したということがございます。いい例が救急センターの整備であり、HCUの整備であり、新しい診療科の新設であり、息詰まっていたCT、MRの機器の増設にも結びつきます。

ですから、14億円の赤字というのは、分離したから14億円の赤字ではなくて、当然、分離することによる不経済性があるものもありますが、その多くは外来センターに限らず、病院全体のレベルアップ、機能のレベルアップをして、地域住民に対する期待に応える、そのための準備であったと私は理解しております。それから、そのまましないですと、今ごろどうであったかといいますと、先ほど、B先生もおっしゃっていましたが、新しい医療法改編に伴う施設基準に合致しません。この地域における中核病院として、あるいは急性期病院として、あのままでは当然やっていけない状況でございました。これは多大な影響を市民や患者さんに与えたと思います。ですから、これは当時の状況を考えますと、分離が最善、ベストとはいきませんが、当時の状況を考えますと、これは当時の選択としてはベスト、然るべき、やむを得なかった選択であったと思っております。

私はこの施設を、新しい流れの中にあっては、まだまだ地域の医療環境の中にあっては、やや先走った解釈もあると思います。いろいろな面で市民の方にご迷惑をかける点もありますが、これを前向きに考えて、新しい機能分離という問題をより積極的にすることによって、私は立派な施設をなるべく早い機会に市民の皆さんや患者さんの期待に応えられるようにするのが、私たちの使命とっております。以上です。

議長（佐藤淳君）

副管理者。

副管理者（高橋功君）

赤字で苦しんでいるという状況を聞かせていただき、副管理者としての気持ちというか、意見というか、そんなことだと思います。私自身は2001年、吉井町長さんの交替で、副管理者になったと思います。2001年6月か8月、そのぐらいの時に副管理者にさせていただいたとっております。その中で、経営会議には参加しておりませんでした。しかしながら、今までの各先生方のお話の通り、この総合病院が地域の中核病院としての今後の生き方、そういうものでいろいろと論議があり、外来センターをつくるということで決定してきたとっております。確かに、今、こういう結果が出ておりますが、それをどうしたらもっといい外来センター、総合病院になるか、そういうことを議員の皆さん方と一緒に、論議をしていった方が前進をする考え方になるのではないかと感じております。以上です。

会 議 時 間 の 延 長

議長（佐藤淳君）

本日の会議は議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたします。
三好徹明君。

議員（三好徹明君）

2回目の質問をさせていただきます。先ほど、19床の診療所および20床の病院という極めて病院建設に対して、大きな判断基準のことをB先生がおっしゃったのが私は正直の実情でなかったかと思えます。私が入手している情報では、担当者、病院側が県に相談した。しかし、明解な答えを県から求めないまま、この事業が遂行されていったと聞いております。

これは当時のことでもありますので、担当者も替わっておりますが、それがきちんと県の指示を仰いで、どう扱うのですかということになれば、当然、国の

指示をあおいで、明解な回答が出てきたはずですが。それを当時、何らかの事情で怠ったのだらうと別な理由で、と私は解釈しております。この病院は、先ほどC先生がおっしゃったように、地域医療の向上のためにという、大変その通りであります。そのようなさまざまな要因をオープンにして、情報公開をして、再び不明瞭な部分によって、大きな事業が決定されないような、反省材料として、心に畳み込んでおいていただきたい。

議会が13対5で建設にゴーサインを出したのも、議会に十分な情報提供が行われないために、皆さんが各町村の議員さんを含め、90%持つ藤岡の議員の皆さんも判断に迷う、正確な判断ができなかったと私は思っております。二度とこのようなことがないように、情報公開だけは徹底してやっていただく。それを認めることによって、その失敗を認めることによって、次なるステップが始まるのだと思います。いいわけをしているいろいろな理由をつけて、現状を認めてここからスタートするのではなくて、積極的にその間違いを認めて、この病院がどのように地域から信頼されて、未来続いていくのか、これが私たち議会の、執行側、行政の責務だと思って、私はこのように思って質問をしているわけであります。

私の質問は2回で終わります。最後に、B先生、C先生に、私の言ったことに対して、答弁をいただき、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤淳君）
病院長補佐。

病院長補佐（富所隆三君）
先ほど答弁させていただいた通りです。それ以上のことはございません。

議長（佐藤淳君）
外来センター長。

外来センター長（田中壯侖君）
職員一同、期待に沿えるように、内容を高めながら、地域医療のことを一緒に考えていきたいと思っております。

議長（佐藤淳君）
他に質疑はございませんか。

議長（佐藤淳君）

お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(佐藤淳君)

ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(佐藤淳君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第13号、平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤淳君)

起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

第9 議案第14号 平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について

議長(佐藤淳君)

日程第9、議案第14号、平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君)

議案第14号、平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案説明を申し上げます。

平成11年4月1日より介護保険法が実施され、4年半が経過しておりますが、介護保険制度は本格的な高齢社会となる21世紀において、国を挙げての制度であり、老人保健施設の活動・発展をもとに企画されたと言われております。老人保健施設は、昭和63年にスタートして以来、まだ15年ほどの施設であります。しらさぎの里においては、開設以来6年が過ぎ、地域に評価され

る施設となってまいりました。今後はより一層の経営努力をし、介護老人保健施設としての本質を求めていくものであります。

それでは、概要について説明を申し上げます。第1款老人保健施設事業収益です。

予算額は4億9,605万3,000円に對しまして、決算額は4億7,559万1,588円で、予算に對し2,046万1,412円の減益となっております。

これに對する費用ですが、予算額4億9,511万2,000円に對し、決算額4億6,700万5,857円となり、予算額に對し2,810万6,143円の不要額となりました。

なお、本決算につきては、去る8月20日、武田監査委員、青柳監査委員の審査を受けており、別紙の審査意見書をいただいております。ご苦労いただきました武田監査委員、青柳監査委員に對し感謝を申し上げます。どうか慎重ご審議をいただきまして、ご決定をくださいますようお願い申し上げ、平成14年度組合立介護老人保健施設事業決算認定についての提案理由の説明とさせていただきます。

尚、詳細につきては、管理課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤淳君）

介護老人保健施設管理課長。

介護老人保健施設管理課長（内田雅之君）

引き続きまして、内容の説明をいたします。

まず、利用者の状況についてですが、老人保健施設事業において、入所者・通所者併せて、延べ38,621人うち、入所利用者数は、27,166人で1日平均74.4人です。通所利用者数は、延べ11,455人で、1日平均36.0人です。介護度については、入所者、年平均3.3人、短期入所者2.6人、通所者2.1人でありました。

収益的収入及び支出については、第1款老人保健施設事業収益の、決算額は、4億7,559万1,588円で前年対比で、601万918円の減収、前年比率は、98.8%となりました。収入減については、居宅介護支援収益の減額が主なものです。

次に、第1款老人保健施設事業費用において、4億6,700万5,857円で、前年度対比で204万6,042円の費用減で、前年度比率は99.6%となりました。

なお、細部については、科目別明細で示しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、詳細説明にかえさせていただきます。

議長（佐藤淳君）

次に、決算審査の報告を監査委員をお願いいたします。

監査委員（武田弘君）

監査委員を代表して、報告を申し上げます。

平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合老人保健施設事業会計決算について、審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

去る8月20日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された、平成14年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に、証拠書類を照合し審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であり、事務処理も良好であると認めました。以下、内容につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりであり、また、利用状況および決算額は、提案理由の説明の数値と同じでありますので、重複いたしますので、省略させていただきます。ご了承ください。

なお、老人保健施設「しらさぎの里」は、ご承知の通り、平成9年7月1日に開設し、6年が経過しております。地域の施設として期待されておきまして、年間の入所利用率は93%を超える状況となっていることにつきましては、施設長をはじめ、職員皆様の努力のたまものと、感謝申し上げます。

今後の一層の経営努力に期待するものであります。公立の施設の基盤をもって、病院との連携、地域との連携をよりスムーズに行い、より信頼される施設づくりに邁進されることを希望いたします。簡単でございますが、審査の概要報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（佐藤淳君）

決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（佐藤淳君）

お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君）

ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（佐藤淳君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第14号、平成14年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤淳君）

起立全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

第10 議案第15号 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について

議長（佐藤淳君）

日程第10、議案第15号、平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君）

平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正では、第2条で示しておりますとおり、収益については、第1款病院事業収益、第2項医業外収益で233万3,000円の増額補正、第2款附属外来センター事業収益、第3項特別利益で772万2,000円の増額補正、支出については、第1款病院事業費用第2項医業外費用で400万円の減額補正をするものであります。

次に第3条、公立藤岡総合病院資本的収入では、他会計負担金、2,333万円の減額補正、公立藤岡総合病院資本的支出では、第1項建設改良費で1,550万円の増額補正、第2項企業債償還金で3,499万6,000円を減額補正するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重
ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明いたしますので、よろし
くお願いいたします。

議 長（佐藤淳君）

経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君）

それでは、議案第15号について、ご説明申し上げます。

病院事業収益では、医業外収益を既決予定額より233万3,000円の増
額補正であります。

内容としまして、平成14年度企業債借入金の減額による他会計負担金利子
分として、1,266万7,000円の減額、医師賠償責任保険金収入分とし
て、その他医業外収益で1,500万円の増額をお願いするものであります。

附属外来センター事業収益では、特別利益を既決予定額より772万2,0
00円の増額補正であります。内容としまして、職員による還付請求不正処理
に係る返還金として、過年度損益修正益で772万2,000円の増額をお願
いするものであります。

病院事業費用では、医業外費用を既決予定額より400万円の減額補正であ
ります。その主な内容は、平成14年度企業債借入金の減額による支払利息お
よび企業債取り扱い諸費1,900万円の減額であります。医師賠償責任保険
金支払い6件分として、その他医業外収益で増額補正した同額を雑損失で1,
500万円の増額をお願いするものであります。

資本的収支では、公立藤岡総合病院資本的収入で、平成14年度企業債借入
金の減額により、他会計負担金元金分として2,333万円の減額であります。
公立藤岡総合病院資本的支出で、手術棟増築工事に係る設計費といたしまして
1,550万円の増額補正をお願いするものであります。

これは、築17年経過した中央診療棟3階に位置する手術室の空調設備の老
朽化による衛生面での問題等が指摘されていましたが、手術室の機能を停止す
ることなく改善するために、現手術室の北側に3階建ての手術棟を増築する設
計料であります。

第2項では、平成14年度企業債借入金の減額によりまして、企業債償還金
元金分として3,499万6,000円を減額するものです。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（佐藤淳君）
暫時、休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後5時10分再開

議長（佐藤淳君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）
補正の関係なのですが、3ページでございますが。支出で1550万円、工事費、設計費ということで、雨漏りの修理ということで話がございました。この関係ですが、平成13、14と2カ年かけて、20億円をかけ、改修をしているわけです。なぜ、今さらこういうものが出てくるのか、非常に疑問に思っております。この関係で、直すなら、一緒に工事をしたのかなと思っておりますが、急に施設が古くなって、雨漏りがしたのか、そこは理解できませんので、1,550万円に対して、どれぐらいの工事をするのか、早急にしなければならないのか、また、この20億円の本院工事の時になぜ一緒にしなかったのか、その3点をお伺いいたします。

議長（佐藤淳君）
企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君）
湯井議員さんの質問にお答え申し上げます。ご指摘とおり、病院棟の改修事業は13、14で2カ年事業ということで、無事完了させていただきましたが、中央診療棟の手術室の増改築は、今回、緊急というスタンスで補正に上程させていただいております。その経過の説明ですが、現在の手術室は中央診療棟の3階に位置しております。今から17年前、昭和61年に竣工しております。その当時から今日までの流れの中で、平成10年におきまして、長期基本計画が策定されております。策定されたところに、5年から9年以内の改修が必要ではないかという指摘がされていたようであります。また、平成12年度に今回の入院棟改修工事の前に、基本計画を策定した際にも、すぐすぐの機能上の問題はあらわれていないのですが、耐用年数等々の問題で保守強化の評価が必要という評価がされていたようであります。

しかしながら、ここに及びまして、修繕の頻度が古い経過から申し上げます

と、平成9年から年1回ずつ程度、蒸気管の水漏れ等が起こっています。ここに至りまして、15年にはすでに4回発生している状態でございます。オペ室の手術ホール手前の廊下に実際に水漏れが起きている状態でございます。当面、配管修理等で対処しているところでございますが、そういった中で、病院も15年3月に業者に頼みまして調査を行っております。その経過ですが、そこでの指摘は、空調機器の老朽化による能力の不足、空気の清浄度の維持ができない、医療機器は年々変化してございますが、電気容量が不足してしまうといった問題が指摘されています。

また、同じく7月には、現在の手術室を施工した業者にも視ていただいておりますが、一つの問題として、手術室と手術室の廊下、ドア1枚を挟んだホールなのですが、そこの空気圧、差圧がゼロという状態になっているという報告がされております。通常ですと、手術室内とホールの差があれば、低い方に空気が流れていくのですが、同圧のため、逆流するおそれもなきにしもあらずという指摘も出ております。

それから、先ほど申し上げました水漏れ、内装パネルの劣化、さらに、この10月に中央診療棟の設計業者であります会社に見ていただいておりますが、エアコン等々の能力の低下、蒸気管のサビ、腐食、コンプレッサの結露、そういった状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤淳君）

湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）

私どもで1回全部すべての病院の施設を高い金を出して、設計委託を出して、調査はしているわけですね。それでいて、また、1,550万円もかけて調査をして設計して工事をする。普通なら、1回でこれぐらいのことは済むのです。こういうところをみていると、現場の市民をバカにしているようなやり方をしているような感じがいたします。1回でおそらく設計した後、病院なり市の方に頼んで、ある程度の設計に対する検査をしていると思います。それに対して、どこをどのようになおさなければならないということが前もってすべてが分かるわけです。今さら、こういうことが出てくるのは、あり得ない話だと思っておりますが、その点ももう少し明確に話していただけますか。

議長（佐藤淳君）

病院長。

病院長（鈴木忠君）

病棟の改修が終わったということで、そういう中で、手術棟に手を入れなければならないということで、非常に唐突に聞こえるかと思います。これは昨年度、2年度にわたって、設計業者が改修を行っていたわけですが、その当時において、中央手術棟の手術室は、耐用年数が過ぎていて、特に、空調部門は耐用年数が過ぎており、近々手を入れなければならないだろうという指摘は受けておりました。

しかし、昨年度、実際の改修に着工している中で、病棟、病室部分の改修を主体としたもので、工事が完了しております。手術棟に関しては、手術棟をとめるというのは、病院の機能がとまってしまうという非常に大きな問題であります。そして、そういうことで、なかなかその時に劣化していて、近々手を入れなければならないだろうことはわかっておりましたが、それに手をつけられなかったというのが実情であります。やはり、手術棟の場合、空調が3系統にわかれて、手術棟の空調をしているわけですが、先ほど、企画課長から説明がありましたように、手術室というのは、外気が入らない陽圧に設定されております。それが今の状態では、陽圧を保持できていない。そうしますと、手術棟のホール、廊下の部分から手術室の扉を開けた際に、そこから空気が入ってしまう。そういうことは、清浄度を保つということで問題であります。

今年度になりまして、その辺の水漏れ等を含めて、修理回数が増えてきて、もう少し我慢して対応するという状況ではなくなってきております。そういう意味で、これに関しては早急に、事故が起きてからでは間に合わないわけですから、計画を進めようということで、ここに提案させていただいた次第であります。

手術棟はそこを全面にとめて、診療が成り立つかということ、非常に難しいわけです。昨年度における手術棟の実績は、手術料、麻酔料で9億9,000万円、約10億円の診療報酬がございます。そういうことからいきますと、1カ月あたり約8,000万円、それに手術を必要とする患者さんは入院されていきますから、だいたい1億5,000万円から1億8,000万円の外科系の患者さんの診療稼動額がございます。そういうことで、手術室を全部うめることによって、減収が出てくるということがありますし、地域医療を維持できないという二つの点があります。そういうことで、どのように対応していくかを含めて、その計画、設計計画をここに計上した次第でございます。以上であります。

議長（佐藤淳君）

管理者。

管理者（新井利明君）

ただ今の湯井議員さんのご質問でございますが、私もこの話をうかがった時に、その指摘をしました。そして、しばらくは騙し騙し使っていこうという話もしておりました。そんな中で、約半年経過してまいりました。ここへきまして、かなり悪いということで報告も受けておりますし、実際に、数値、空気圧、空調から水分が漏れるというようなこともうかがっております。そういう中で、正しく病院としての心臓部です。患者さんの命をあずかる手術、ここで間違いがあってはいけないという中で、決断をいたしまして、今回補正にあげさせていただいたというわけであります。

20億円かけて改修しましたが、これはある意味で病棟のお化粧です。今度は、手術室という心臓部の改良という中で、1日たりとも手術をとめるわけにはいかない。ましてや、ここで手術ができないということになれば、こられる患者さんをどこかの病院に移送しなければならない。その時間的な問題もあります。また、移送している間に万が一のことがあっては、患者さんに大変申し訳ないということもあります。その中で、手術棟の改修については、急いでやらなければいけないという私の結論もありまして、提案させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（佐藤淳君）

湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）

やらなくてはならないということは理解できました。また、2、3年経ったら同じように工事が出てくる、そのようなことは絶対はないのか。その点とこの工事費に対しては、交付税措置がとれるのかとれないのか、その点をはっきりしていただいて、私の質問を終わります。

議長（佐藤淳君）

事務局長。

事務局長（磯野義弘君）

前の設計業者さんから段階をおっての修理計画が出ております。ですから、次に出てくるとすれば、ボイラー関係というようなことがあります。これは3年先ぐらいでもいいのではないかという段階的に出ております。資料として必要であれば、後ほど提出させていただきますが、極力、こういう時期でありま

すので、使えるものは使っていく。修理でまかなえるものは修理をしていくということを考えております。

交付税措置の関係でございますけども、企業債を仰いでいきたいと考えておりますので、交付税措置の対象になることは間違いありません。以上です。

議長（佐藤淳君）

他にございませんか。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君）

ただ今の手術棟の関係なのですが、メンテナンスなどで、だいぶ管理費にお金がつぎ込んでいたりするので、もう少しきちんとした形で、計画をたててやってもらわないと、本来、何のために病院をきれいにしたのか。

我々が一番最初に聞いたのは、医療法が改正になって、一部屋の中に、何平米の中に何人ぐらいしか置けない、感染症を巻き起こすことを防ぐために、ゆとりをもった面積で入院棟を整備していきたいというような説明を受けたのですが、水が垂れるということは、その中に何らかの細菌が入っている可能性もあるわけですね。そうしたら、そこから細菌が出るではないですか。私は医者ではないから、感染症になるのか、感染症とは言わないで、他の病気を併発するのはわかりませんが、年間4千件ぐらい手術をするわけですね。そういう間違いがあっても不思議ではないわけです。

ですから、騙し騙しやるとかではなくて、当初の計画の中に本来、組み込まれるべきものなのです。壁をピンクに塗るのは関係ないのです。それよりも重要な部分をきちんと把握して、実施計画の中にのせてやっていく。そのようにしていかないと、ここに参加している自治体、藤岡市をはじめとして、吉井町さんにしてもしかり、新町さんにしてもしかり、みな関係自治体は非常に財政が厳しい状況の中で、どこの自治体も実施計画を作って、それで事業をしているわけです。計画にないものがポンと、水漏れがしたからといって、いきなり降って沸いたかのような説明で改修する。1,500万円ですから、その三分の二の藤岡市としてみれば90%の負担です。そういうことなのだけれども、これだけのことをしていくとなると、それぞれの自治体に迷惑がかかるのです。

我々にこの病院事業を説明する時に、非常に院長はじめとして、みな素晴らしいことを言っていました。しかし、一つもできていないのが現状で、また、継ぎ足し。今、聞いてみれば、今度はボイラーですか。それだってただではないわけです。そこも踏まえて、病院の中で、概ねどういう形で、どこにいくらお金がかかっていくのか、その辺のことを経営推進会議、どこでもいいですが、きちんと病院全体を把握して、これから10年間医療がこのように進んでいく

であろう、その中で、こういうところを改修していかなければならない、そういったものを出してもらわないと、自治体としても、それに伴う予算が発生すれば、どこからか財源を見つけて、払わなければならないではないですか。これはとめられないのでしょうか。手術室はとめられないのでしょうか。だから、補正で緊急に出てくるわけですね。

本当に大事な部分はどこかをきちんと認識をして、実施計画を作って出してもらわないと、関係市町村だって、その度に手術室を作るからいくらよこせ、これで終わりかと思っていたら、次はボイラーだからいくらよこせ、次は何をするからいくらよこせと言われたら、実施計画は各自治体が各議会の中で説明するのですよ。それ以外のもので歳出しなければならないということになってくると、今までこう説明していたのに、何で急にそんなのが発生するのかと、ボイラーだって、17年も経てば、古くなり老朽化してくるのは分かるだろう、なぜ、その時改修しておかなかったのかと追求されるのが関の山なのです。ですから、きちんとした形で、病院の中の実施計画を作ってもらって、必要なものは命に関わることですから、整備していかなければならないだろうし、きちんとした設計、工事ということで、発注していかなければならないと思うのですが、こういうことがポンポンと出てきてしまうと、今まで議員が指摘すると、今後はきちんとやりますとか、誠意をもって対処しますと言っている、それが全然我々に響いてこないのです。

その辺をきちんとやっていただけるように、要望するのですが、それに対して、これから実施計画を作ってやりますとか、先ほど、実施計画にのせたということもあるのですが、こういう大事なことが載っていない実施計画は、本来の実施計画の意味をなさないと思うので、その辺の回答をいただいて、質問とさせていただきたいと思います。

議長（佐藤淳君）
事務局長。

事務局長（磯野義弘君）

ご指摘、ごもっともだと思います。まず、経営核的には、そういった修理に関する提示がされているというのは事実でございます。議員の皆さんに提示していないというのも、申し訳ない話だと思います。しかし、状況がこんなだというのは、重々承知しております。従って、我々としても、逆に言えば、町村に負担をかけたくないという意味で、バックを踏むというところがあります。しかし、現実の問題として、どうしても病院の心臓部として、やらざるを得ないということで、今回は決心させていただきまして、管理者にもお願いしたわ

けです。

それに合わせて、修理面だけではなく、病院の方の今後5年、どのように推移していくかということで、経営推進会議の中でも検討に入っております。その骨格がかたまれば、議員各位にも配付して、ご理解をいただく。病院の今後の計画もお分かりいただき、理解していただくという方向へいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤淳君）

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君）

今、事務局長の答弁の中で、関係自治体に迷惑をかけるのを遠慮するというのが出ましたが、これは遠慮してもらわなくていいと思います。この病院を設置する時に、高度な医療をこの関係地域の住民に提供するというので、関係自治体が負担金を出して、この病院をつくったわけです。先ほどのいろいろな質問にもありましたが、民間ではとてもそれだけの投資ができないような検査器械などもこの病院で買って、地域に高度な医療を提供しようということですから、私は構わないと思います。

ただ、先ほども湯井議員が言ったように、20億円もの改修費をかけた翌年に、なぜ、それが見つからなかったのか、気がつかなかったのか。その辺をきちんと精査をしてやってもらわないと、本当に大事なことを見落として、壁にピンク色のペンキを塗ったりすることばかり考えていて、それでは我々が外来病棟が移転する時に聞いた説明と全然違うではないですか。化粧だけすればいいという問題ではないです。要するに、手術室は手術室の用をなさなければならぬのです。そのために空調は必要だということは、誰だって分かる。では、空調はどうするのですか。手術室の中はどのようなのですか。きちんと外気が中に入ってきて、菌が入らないようにしているのですか。そういうことが重要なのではないですか。

ですから、優先順位を付けて、壁の色などはピンク色でなくてもいいのです。何に重点をおいて医療をするのか。今日もらった冊子の中にも書いてありますが、患者本位の医療を提供するということなのですから、患者本位というのはどういうことかということ、この病院が移転する時に、当時の院長がおっしゃっていたように、感染症を防いだり、地域の方から信頼される病院にしていくということであるのだから、心臓部の手術室を見逃していたということになれば、先ほど三好さんが連載で上毛新聞さんがずっと出てきたというのがありますが、今日も記者さんがいらっしゃると思いますが、また、明日の新聞に20億円し

たのに、また手術室と書かれるのが関の山でしょう。笑われてしまいますよ。もう少しきちんとやってください。

議 長（佐藤淳君）
事務局長。

事務局長（磯野義弘君）

手術室は1、2年の間で修理しなければならないという指摘はあったようです。しかし、病棟の改修、ならびに救急センターの設置、24時間体制で行う、そこへ重点をおくということで、この改修が進んだようです。従って、先ほども話に出ましたが、手術室は休めませんので、おそらくその時点では先送りになったのだろうと理解しております。今の時点になって、緊急で改修ならびに増築というような形を作らせていただくというお願いですが、やむを得ないという範疇の中でやらせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（佐藤淳君）
吉田達哉君。

議 員（吉田達哉君）

最後に1点だけお聞かせいただきたいと思います。今、4千件からの手術を行っているということで、2千件ですか。何件でもいいのですが、オペ室は5つですね。5つのオペ室でその件数を対応しているわけですね。今度、新しい手術棟を建てて、そこは3室と聞いているのですが、要するに、5室から3室になることによって、部屋が2つ減るわけですから、何カ月かかるかは分かりませんが、その辺で患者さんに迷惑がかからないようにしていただきたいと思います。そのようにするという答弁が返ってくると思うのですが、それがいっぱいになったら、緊急なものが入ったりした時に、地域の病院と緊急があった場合、手術をお願いしたいという話などはできているのですか。それだけ聞いて、終わります。

議 長（佐藤淳君）
病院長。

病院長（鈴木忠君）

手術棟の改修、増築については、手術の件数を減らさずに維持した形で、地

域に迷惑をかけない形で計画を進めたいと考えております。

その中で、3室を増築する。残りの5室について、空調を主体とした改修を行うわけですが、手術室を全面的に閉鎖するわけではなくて、それはこれからつめて、手術室を3室プラス1室を動かしながら、順送りで改修ということも可能かと思えます。5室を維持しながら、段階的に現在の手術棟を改修するということも可能だと思えます。この辺の経過は実際の設計をした中で、その対応の仕方をこれから検討するところであります。原則としては、手術のレベルを落とさずに、そして、地域のいろいろなところに搬送しなければならない、どこかへお願いしなければならないということが生じないような形で、この計画を進めていくつもりであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤淳君）
他にございませんか。

議長（佐藤淳君）
お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君）
ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声）

議長（佐藤淳君）
討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第15号、平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（佐藤淳君）
起立全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 一般質問

議長（佐藤淳君）

日程第 1 1、一般質問を行います。武藤信雄君の質問を行います。
武藤信雄君。

議員（武藤信雄君）

一般質問をさせていただきます。吉井町から藤岡総合病院へ来院する交通弱者の対策ということで、話させていただいておりますが、質問の趣旨につきましては、記載のとおり、バス路線に関する共同運行は費用分担についてということが書いてございますが、現在、吉井町と病院をつなぐ公共交通というものは、1本もございません。そのような形で、来院するお客様が限られてくるということもあろうかと思いますが、交通弱者の方につきましては、大変困っているというお話を町民から伺っております。そういうことに対しまして、実情を申し上げますと、私どもの地域から吉井駅まで吉井町の町営バスで出かけて、吉井駅から上信線の高崎駅まで行って、高崎から藤岡まで八高線で行く。藤岡駅から病院まで、バスあるいはタクシーでうかがう。そのような形をとりますと、1回あたりだいたい面会時間などを入れますと、30分ずつかかって、合計すると2時間かかる。お金につきましては、1,200円から1,500円ぐらいかかる。そして、病院から帰るのに疲れて、自宅へ帰るのにタクシーを使うと5,000円ぐらいかかる。このような状態で、大変困るというようなことも伺います。

そういうことで、吉井町から町の町営バスが藤岡総合病院、外来棟へ来年の3月から運行したいという形で、事務方から当局へお話がいつているかもしれませんが、これにつきまして、病院の経営主として受け持つ管理者は、市長さんと同一の方でございますので、政治的な判断も含めまして、このバス路線運行につきまして、どのようにお考えになっていらっしゃるか、交通弱者に対するお考え方を伺いたいと思います。

議長（佐藤淳君）

管理者。

管理者（新井利明君）

ただ今の武藤議員さんのご質問でございますが、管理者としてではなくて、あくまでも藤岡市長に対してのご質問と理解いたしまして、お答えさせていただきます。

ただ、二つの町と市に関わることでございますので、藤岡市議会にもご決定いただく必要がございますので、そのことにつきましては、今後、藤岡市議会の方にもご説明する予定でございます。

私の今の考えとしましては、吉井町から出ております公立藤岡総合病院、および外来センターを利用する町民のための町営バス乗り入れ要望は、交通弱者のための手段として、理解しております。病院管理者として、交通弱者を保護するというのは、当然でございます。また、吉井町の直営バスの乗り入れについて、協力を惜しまないという所存でございます。

町営バスの運行は、吉井町より病院への直行便で、吉井町単独の事業として行う予定であるとうかがっておりましたが、私の方もせっかく藤岡の市内を通る中で、市民の利便の考え、市内を運行中のバス路線の一部である白石の飯玉神社前に停留所を藤岡市負担で設置したいと考えているところでございます。このことにつきましては、吉井町の執行および議会の皆様にもご理解をいただければ、大変有り難いと考えているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤淳君）

武藤信雄君。

議員（武藤信雄君）

今、市長さんのお話のとおり、協力を惜しまないということでございますが、また、直行便ではなくて、飯玉神社のところへ停留所も作って、藤岡の市民の方も利用できるよというお話でございます。そうした場合の協力の具体的な内容というのは、どんなふうにお考えなのでしょうか。お答えいただければ、有り難いです。

議長（佐藤淳君）

管理者。

管理者（新井利明君）

当然、運行に関わる費用の負担が考えられるわけだと思っております。当初は、藤岡市も市民の皆さんに対して、バス路線をいくつかございますので、その中で、路線についても、吉井町に対して、相談をかけた経緯があります。そういうことを踏まえて、藤岡市内に停留所を作っていただくことをご了解いただければ、藤岡市も距離に換算した運行の負担金が当然出てくるだろうと予定しております。

議長（佐藤淳君）
武藤信雄君。

議員（武藤信雄君）
ありがとうございました。以上で、質問は終わらせていただきます。

議長（佐藤淳君）
以上で、武藤信雄君の質問を終わります。以上で、通告のありました質問は終了いたしました。

字 句 の 整 理 の 件

議長（佐藤淳君）
お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君）
ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

管 理 者 あ い さ つ

議長（佐藤淳君）
この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君）
本日は長時間にわたって、慎重ご審議をいただき、ご決定いただきまして、誠にありがとうございました。
今後も病院の健全経営、また、地域連携の充実を図りつつ、地域から信頼される病院づくりに、より一層の努力をまいりますので、今後とも議員各位には、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
また、先ほど大変貴重なご指摘をいただいております。今後とも病院のいろいろな改修のことにつきましても、しっかりとした計画をたてて、地域住民の皆様にご心配をかけない、また、議会の皆様にも信頼いただけるような計画を作っていきたいと考えております。
これから年末年始を向かえますが、お忙しいことと存じますが、お体をご自

愛いただき、ご健勝を祈念申し上げまして、本日の御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

閉 会

議 長（佐藤淳君）

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成15年第4回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ごくろうさまでした。

午後5時48分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 佐 藤 淳

署名議員 湯 井 廣 志

署名議員 江 原 洋 一

議長（佐藤淳君）

一般質問の通告の期間について、召集告示の翌日が締め切りだということなのですが、病院の方が召集告示を7日前までにということなのですが、議案書を発送した日を1日目と数えますと、皆さんのお手元に届いた日が一般質問の締め切り期間ということになってしまいますので、これを是正をしていただけないかという申し入れがある議員さんからありました。組合の会議規則を見ますと、第51条2項で、質問者は議長の定めた期間内に議長にその要旨を文章で通告しなければならないと定められているのですが、これ以前、病院議会の方でこのことを議会と事務方が協議をした経緯があるかと病院側にお訪ねしたところ、明確に決定した経緯がないということなので、改めて、その辺を協議していただいて、決めたいと思っています。何か、ご意見はありますか。

藤岡市議会の場合には、召集告示日の翌々日の3時までということが申し合わせで決まっています。会議規則に決まっていないものは、概ね藤岡市議会の会議規則に準ずるということの中でやっているらしいのですが、2項に書いてあります。議長の定めた期間内にというように。事務局の考え方もあると思うのですが、事務局の方はどうですか。

事務局（磯野義弘君）

たまたま今回、3連休に告示日が入ったということがありますが、告示日にお手元に確実に届くような手段を取れば、2日間十分、一般質問の策が練れると思います。ですから、告示日に議案書が届く方法を事務局側で考えれば、なんとか議員さんにもご理解いただけるかと思っています。

告示は市の場合には、1週間前。町村においては3日という中で、町村は3日の中でやっています。ただ、病院は本日1日限りということで、議会へ1日ということで終わっておりますので、市町村の場合には、本議会があり、その後一般質問を行える日程があるわけですね。ですから、1週間の告示から本議会まで病院側にとってはいますが、現実には1日で終わってしまうということで、一般質問の通告がなかなかタイミングが合わないということが指摘されましたので、病院側とすれば、告示日にお手元に議案書が届くようにすれば、2日間ぐらいの締め切りで残りの2日ぐらいを病院側の用意という形がとれるかと思っています。1週間ですから、そこに土日が挟まったりするわけですが、告示日にお手元に議案書が届けば、いかがでしょうか。

議長（佐藤淳君）

そうしますと、召集告示日の翌々日の時間はどうしますか。3時。今事務局

の方から召集告示日の翌々日の3時までにとのことですが、今の決まりよりも1日半ほど伸びるのですが。先ほど事務局が言いましたように、他の議会は一般質問を通告してから、概ね一般質問が最後ですから、事務方と質問する方でいろいろな協議もできるのですが、事務局長がもうしましたとおり、概ねほとんど1日ということをやっていますから、その辺の作業が事務局も大変ということなのですが。

そうしましたら、召集告示日に必ず議案書が届くということと、それを前提にして、召集告示日の翌々日の3時まで受け付けるということによろしいでしょうか。議員さんの方は、1日半ほど余裕ができるということになるのですが。休日を含めて。基本線はそういうことで、休日が挟まった場合には、次の日まで延長ということで、その辺は議長に任せただけですか。そうすれば、事務局と相談をして、この基本線を崩さない方向で決めたいと考えますが、よろしいですか。そういうことで、よろしくお願いします。長時間ご苦労さまでした。